

第2編 災害予防計画

第1章 風水害予防計画

第1節 目的

この計画は、各種災害の中でも特に毎年のように繰り返され、人的及び物的に多くの被害を生じさせている風水害について、必要な事業又は施設の整備を実施し、予防対策の推進を図ることにより、被害を未然に防止することを目的とします。

第2節 風水害を防止する施策（ハード対策）

1 水源地帯の構成による水害予防【農林課】

（1）森林資源の保存等

市の約67%は林野によって占められており、降雨による洪水調節に大きな役割を果たしていますが、市は、更に森林資源の保存、培養を実施することにより水害予防を推進するものとしします。

（2）保安林の整備

市は、鳥取県地域森林計画に基づき、山地災害の危険度の高い森林について、土砂崩壊防備保安林及び土砂流出防備保安林への指定を推進し、災害を防止するとともに、利水施設上流部の森林については、水源かん養保安林への指定を推進し、森林の保全と水源のかん養を図るものとしします。

また、市は、総合的な治山事業を実施することにより、保安林の山地保全機能の質的整備に努めるものとしします。

（3）造林事業

市は、市の土地の保全、水資源のかん養など森林の機能を高度に発揮するため、倉吉市森林整備計画に基づき、活力ある森林の整備に努めるものとしします。

（4）水源地域整備事業（治山事業）

市は、保安林の整備計画を推進するとともに、既存の保安林の保全機能を維持増進するため、水源地域整備事業の実施に努めるものとしします。

2 河川関係事業【建設課・地域整備課】

天神川は地勢が急峻なため、一度豪雨になれば、土石をまじえた濁流が一挙に流下、氾濫し、災害激化の原因となっています。

このため、治水を目的とする河川改修事業は、古くから計画的に行われてきています。

市は、国による天神川水系の計画的な河川整備計画のもとに、事業の推進に協力し、災害の未然防止を図るものとしします。

また、下流域の浸水被害リスクを低減するため、多面的機能支払交付金等の制度を活用し、水田の雨水貯留機能強化（田んぼダム）の推進を図るものとしします。

3 流木による被害の防止【農林課】

急峻な森林の多い地域では、豪雨の際に洪水、土石流等により流下する流木類が護岸、堰堤、ため池、橋梁等の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがあります。

特に、間伐されたまま山地に放置されている木材は、洪水等により流失のおそれがあるため、

【第2編 災害予防計画】

市は、極力林地外への搬出を推進するなど山元対策の実施に努めるものとします。

4 農地・農業用施設の防災・減災対策【地域整備課】

市は、自然災害による農地及び農業用施設の被災を未然に防止するとともに、農業用施設の劣化及び老朽化により人命及び財産に被害を及ぼす災害が発生しないよう必要な対策の実施に努めるものとします。

(1) ため池の整備等

ため池

市内のため池のうち、人家や公共施設へのリスクが高い「防災重点ため池」について、劣化及び豪雨・地震耐性評価等に基づき、市は県と連携し、緊急度に応じた改修等に努めるものとします。

また、市は、住民等の協力を得て、定期的なため池のパトロール等の施設点検を実施するものとします。

特に、災害の発生が予想される場合に、ため池の状況及び必要な応急措置等について、被害防止のために必要となる情報伝達が的確に実施できるよう、市は、ため池管理者から市、県及び防災関係機関並びに住民への情報伝達及び注意喚起を実施する連絡体制について、あらかじめため池管理者と協議するものとします。

(2) 農業用水路等の整備

市は、洪水等による災害を未然に防止するため、構造が不適當又は不十分な農業用水路等の整備補強等、緊急度に応じた改修に努めるものとします。

5 地すべり等の防止施設の整備【地域整備課】

市は、農地及び農業用施設に関する地すべりを防止するため、又は急傾斜地帯等における農用地の侵食、崩壊を防止するため、緊急度に応じた排水施設等の新設、改修等に努めるものとします。

第3節 風水害を防止する施策（ソフト対策）【防災安全課】

市は、前記のハード事業だけでなく、風水害防止に関するソフト事業として次の対策を実施し、被害の軽減に努めるものとします。

1 重要水防区域及び河川災害危険個所の把握

国又は県からの重要水防区域及び河川災害危険個所に関する情報提供を受け、円滑な防災活動に資するものとします。

2 住民等への重要水防区域の事前周知

国又は県が作成した重要水防区域図を活用し、重要水防区域付近の住民等に対し、当該区域の水害による被災の危険性を周知するものとします。

3 洪水情報の把握

インターネット等により洪水情報を積極的に入手、把握し、水防活動及び住民の避難体制の整備を図るものとします。

4 防災マップ等による周知

市は、防災マップや各種ハザードマップを作成し、住民へ危険箇所等の周知を行います。

第4節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

【第2編 災害予防計画】

【防災安全課・地域整備課・福祉課・長寿社会課・子ども家庭課・健康推進課・学校教育課・
工務課】

浸水想定区域については、平成28年6月9日に国土交通省中国地方整備局が水防法第14条の規定に基づき、1水系3河川（天神川水系天神川・小鴨川・国府川）における想定最大規模降雨による浸水想定区域（指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたものをいいます。）を指定しています。

1 避難の確保を図るための措置

市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第15条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施するものとします。

(1) 洪水予報の伝達

市は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、メール、ファクシミリ及び市ホームページを活用して、洪水予報の伝達を行うものとします。

なお、洪水予報の具体的な伝達方法については、「第3編災害応急対策計画 第11章水防計画（応急対策） 第4節水防警報及び洪水予報」に定めるところによるものとします。

(2) 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施するものとします。

なお、具体的な措置については、「第3編災害応急対策計画 第5章避難計画」に定めるところによるものとします。

(3) 浸水想定区域内に地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」といいます。）又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」といいます。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びに当該施設に対する洪水予報の伝達

ア 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、「資料編 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域内における要配慮者利用施設指定一覧表（資料2-1-1）」のとおりです。

イ 市内には、浸水想定区域内にある地下街等はありません。

(4) 洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの作成

市は、(1)から(3)までの事項を市民等に周知するため、水防法第15条第3項の規定に基づき、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを作成し、市民等へ配布するものとします。

(5) ため池ハザードマップの作成

市は、防災重点ため池のハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとします。市内のため池については、「資料編 市内の防災重点ため池一覧表（資料3-11-4）」のとおりです。

なお、防災重点ため池ハザードマップ作成状況は、「資料編 防災重点ため池ハザードマップ作成状況（資料2-1-2）」のとおりです。

(6) まるごとまちごとハザードマップの作成

市は、住民の防災意識を高め、水害の危険性が高まった際の迅速な避難行動につなげるた

【第2編 災害予防計画】

め、洪水ハザードマップに記載されている想定浸水深を、標識として公共施設等に表示するものとします。

2 避難確保計画の作成及び公表

(1) 1の(3)において施設の名称及び所在地を定められた地下街等又は要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設等」といいます。)の所有者又は管理者は、水防法第15条の2から15条の4の規定に基づき、次に掲げる事項を定めた当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画(以下「避難確保計画」といいます。)を作成し、これを市に報告しなければなりません。

ア 要配慮者利用施設等における洪水時等の防災体制に関する事項

イ 要配慮者利用施設等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

ウ 要配慮者利用施設等における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

エ 要配慮者利用施設等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

オ 自衛水防組織に関する業務に関する事項

カ その他要配慮者利用施設等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(2) 市は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、当該施設等の所有者又は管理者による避難確保計画の作成等を支援し、要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成及び当該計画に基づく訓練の実施の推進を図るものとし、令和3年度末までに作成等の完了を目指すと共に、計画的な見直し及び訓練の推進を図ります。

(3) 市は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、要配慮者利用施設等に防災行政無線の戸別受信機を貸与し、迅速かつ的確な情報伝達体制を整備するものとします。

【第2編 災害予防計画】

第2章 雪害予防計画

第1節 目的

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、雪崩等による住家等の被災、更には孤立集落の発生など長期化、広域化が予想される雪害を未然に防止することを目的とします。

なお、県内全域は、昭和38年の豪雪を契機に「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）」による豪雪地帯として指定されています。

第2節 雪崩対策事業（砂防事業）【建設課・地域整備課】

市は県と連携し、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした雪崩対策事業の実施に努めるものとします。

第3節 道路交通網の確保【防災安全課・建設課・中部消防局・消防団】

- 1 道路の除雪及び凍結防止対策については、「第6章 交通路確保計画」によるものとします。
- 2 孤立予想集落対策

積雪による交通路の途絶が長期にわたる場合、生活必需品、医薬品の不足、あるいは急病人の搬出、火災時の消火活動の遅れなど、多くの問題が発生するおそれがあります。これらの事態に対処するため、生活必需品、医薬品の確保については、常に地区住民に広報し、周知を図ります。

また、急病人・火災等の発生に際し、速やかに連絡網を確保し、その活動を容易にするため、中部消防局や消防団などと協議し、その対策を期するよう努めるものとします。

第4節 情報の収集、連絡体制の整備【防災安全課・建設課】

- 1 国、公共機関、県、市は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図るものとします。その際、夜間、休日の場合などにおいても対応できる体制の整備を図るものとします。
- 2 国、県、市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報など収集体制の整備に努めるものとします。

第5節 バス交通対策【企画課・建設課】

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を取るとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供するよう、情報連絡体制及び報道機関連携体制の充実強化を図るものとします。

第6節 ライフライン施設対策【防災安全課・上下水道局】

1 電気通信施設

電気通信事業者は、雪害時における情報通信の重要性に鑑み、雪害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の雪害に対する安全性の確保、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化の促進等の防災対策の推進を図るものとします。

2 電力施設

【第2編 災害予防計画】

電力事業者は、雪害による停電等を防止するため、送電及び配電設備の耐雪化を図るとともに、通常時より巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努めるものとします。

3 上水道施設

水道事業者は、施設の耐雪化を図るとともに、通常時より巡視及び点検を実施し、各設備の機能維持に努めるものとします。

また、凍結により屋外水道施設等に被害のおそれがある場合は、住民に対して凍結防止の広報等により注意を呼びかけるものとします。

4 情報連絡体制の充実強化

ライフライン事業者は、被害の状況、応急対策の実施状況等の情報を迅速かつ的確に情報提供するよう市対策本部へ情報連絡員（リエゾン）を派遣するなど情報連絡体制及び報道機関との連絡体制の充実強化を図るものとします。

第3章 土砂災害防止計画

第1節 目的

土砂災害（土石流、がけ崩れ及び地すべり）は、毎年、梅雨期及び台風期等の降雨期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られますが、被災者の死傷率が高く、住家等に壊滅的な被害を与えることが多いことが特徴です。

鳥取県は、中国山脈から海岸線までの距離が非常に短く平野部が少ないため、山間地及び急傾斜地周辺に多くの集落が散在し、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が多く存在します。

この計画は、土砂災害防止のため土砂災害危険箇所等を調査、把握し、危険性、緊急性に応じて土砂災害防止事業等のハード対策の実施に努めるとともに、国及び県からの土砂災害警戒避難基準雨量等の情報提供を踏まえ、市内の土砂災害危険箇所等に係る土砂災害関係情報の把握、住民への土砂災害危険箇所等の周知及び緊急時の警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進し、ハード対策及びソフト対策が一体となった土砂災害防止対策の実施を図ることを目的とします。

第2節 土砂災害防止事業の推進【防災安全課・農林課・建設課・建築住宅課・地域整備課】

市は県と連携し、関係法令等に基づき、定期的に土砂災害危険箇所等を調査し、危険性、緊急性に応じて土砂災害防止事業の計画的な実施に努めるとともに、既存施設について現地点検を実施し、必要に応じて修繕するものとします。

1 治山事業の実施

市における山地災害危険地区の現況は、「資料編 山地災害危険地区一覧表（資料 2-3-1）」のとおりです。

（1）保安林の指定及び整備の推進

市は県と連携し、森林の維持造成を通じて災害に強い土地をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、重要な森林の保安林指定を推進するとともに、指定保安林の保全に努めるものとします。

また、市は、森林整備保全事業計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努めるものとします。

（2）治山施設の整備

市は県と連携し、保安林又は地すべり防止区域に指定された災害発生の危険性の高い地区について、地元住民への周知徹底に努めるとともに、森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度に応じて順次計画的に治山施設及び地すべり防止施設の整備に努めるものとします。

2 砂防事業の実施

市は県と連携し、土石流災害から人命及び財産を守るため、土砂災害危険箇所のうち土石流危険溪流について、重要な公共施設及び要配慮者利用施設への影響並びに災害履歴等を勘案し、緊急度に応じて順次計画的に砂防設備の整備に努めるものとします。

3 地すべり対策事業の実施

市は県と連携し、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、地すべり防止区域として指定された区域について、住家及び公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所など、緊急度に応じて順次計画的に地すべり防止施設の整備に努めるものとします。

【第2編 災害予防計画】

4 急傾斜地崩壊対策事業の実施

市は県と連携し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するため、土砂災害危険箇所のうち急傾斜地崩壊危険箇所について、重要な公共施設及び要配慮者利用施設への影響並びに災害履歴等を勘案し、危険度に応じて順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備に努めるものとします。

5 災害危険区域対策事業

市は県と連携し、急傾斜地の崩壊等による危険の著しい区域について、次に掲げる事業を実施し、住民に対して警戒を促すとともに、災害の防止に努めるものとします。

（1）災害危険区域の指定の推進

市は、建築基準法第39条に基づく鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）による災害危険区域の指定について、県と協議し、災害危険区域の指定の推進を図るものとします。

（2）住宅の建築等の規制

市は、指定区域について、原則として住宅等の建築を禁止し、災害の防止を図るものとします。

6 地盤の液状化防止事業

市は、地震に伴う地盤の液状化が予想される地域について、これらの被害を未然に防止するため、地盤対策として次に掲げる事業の実施に努めるものとします。

（1）地盤状況の把握

（2）液状化の基礎知識等に関する市民への広報

（3）地盤改良又は建築基礎補強等の工法の実施

第3節 土砂災害危険箇所の警戒避難体制等の整備【防災安全課】

1 緊急時の警戒避難体制

市は、土砂災害危険区域内の住民の安全を確保するため、異変が発生した際の住民の避難所及び避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制を整備し、その内容を住民に周知するものとします。

2 土砂災害に関する情報提供

（1）土砂災害の前兆現象の把握

市は、住民に土砂災害の前兆現象の傾向について情報提供するとともに、住民等が土砂災害の前兆現象を発見した場合の情報伝達先を住民等に周知するものとします。

【伝達先：市（防災安全課）、県中部総合事務所県土整備局（維持管理課）】

（2）住民等への土砂災害警戒情報等の周知

市は、避難指示等が適時適正に行えるよう、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考とした避難指示等の発出方法を検討し、市地域防災計画に明示します。

（3）住民等への土砂災害警戒区域等の周知

市は、県が作成した土砂災害警戒区域等の公示図書や山地災害危険区域位置図等を活かし、土砂災害警戒区域等の住民に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の予兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被害の危険性を周知します。

【第2編 災害予防計画】

第4節 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害防止対策の推進

【防災安全課・福祉課・長寿社会課・子ども家庭課・健康推進課・学校教育課】

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」といいます。）第7条の規定に基づき、鳥取県知事（以下「県知事」といいます。）が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害警戒区域内の警戒避難体制を整備するため、同法第8条の規定に基づき、次に掲げる対策を実施するものとします。

なお、市内の土砂災害警戒区域の指定状況は、「資料編 土砂災害危険箇所並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表（資料2-3-2）」のとおりです。

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域内の住民と土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、避難路及び避難所等について協議し、当該区域ごとに必要な警戒避難体制を整備するものとします。

2 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合の当該施設への土砂災害に関する情報の伝達

市は、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設へ防災行政無線の戸別受信機を貸与するとともに、施設の所有者又は管理者と土砂災害に関する情報の伝達方法について協議し、迅速かつ的確な情報伝達体制を整備するものとします。

3 土砂災害ハザードマップの整備

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等を明記した土砂災害ハザードマップを作成し、住民に周知するものとします。

4 防災マップ等の整備

市は、地域集落と協議しつつ、想定浸水深、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害時危険箇所、避難所、避難路等を記載した防災マップを整備し、随時、必要な見直しを行うものとします。防災マップ作成状況は、「資料編 防災マップ作成状況（資料2-3-3）」のとおりです。

また、市は、土砂災害警戒区域内で土砂災害の危険性が高まった場合に、安全に避難場所等へ避難することのできる避難路を指定し、整備を行うこととします。避難路の指定状況は、「資料編 土砂災害警戒区域における避難路（資料2-3-4）」のとおりです。

5 要配慮者利用施設の指定並びに当該施設による避難確保計画の作成及び公表

(1) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、「資料編 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域内における要配慮者利用施設指定一覧表（資料2-1-1）」のとおりです。

(2) (1)において施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、次に掲げる事項を定めた当該施設の利用者の土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」といいます。）を作成し、これを市に報告しなければなりません。

【第2編 災害予防計画】

- ア 要配慮者利用施設における土砂災害が発生するおそれがある場合の防災体制に関する事項
 - イ 要配慮者利用施設の利用者の土砂災害が発生するおそれがある場合の避難の誘導に関する事項
 - ウ 要配慮者利用施設における土砂災害が発生するおそれがある場合の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
 - エ 要配慮者利用施設等における土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - オ その他要配慮者利用施設等の利用者の土砂災害が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- (3) 市は、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設等の利用者の土砂災害が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、当該施設等の所有者又は管理者による避難確保計画の作成等を支援し、要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成及び当該計画に基づく訓練の実施の推進を図るものとし、令和3年度末までに作成等の完了を目指すと共に、計画的な見直し及び訓練の推進を図ります。

【第2編 災害予防計画】

第4章 市街地等災害予防計画

第1節 目的

この計画は、公共施設等の点検及び整備を実施し、オープンスペースの確保、建築物の不燃化、耐震化、浸水対策など市街地等の秩序ある整備を図り、災害発生時の危険度を低減することにより、災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とします。

第2節 市街地等防災化計画【建設部】

1 計画的な市街地の形成

市は、災害による危険を軽減する都市空間を形成するため、市街地の災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備の施策を総合的に展開するものとします。

また、市は、無秩序な市街地化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域においては、必要に応じて用途地域を指定するものとします。

2 防火地域・準防火地域の指定等

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物、その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進することにより、建築物の不燃化を図り、火災の危険性を防除するものとします。

3 都市施設の整備

(1) 街路網の整備

市街地等における道路は、交通施設のみならず消防活動、延焼防止等の防災空間をはじめ、緑化等に必要な空間など数多くの機能をもつ施設です。

市は、これらを適切に配置し、街路事業等で緊急輸送道路を整備することにより、円滑な交通対策、避難路の確保及び延焼防止のための街路網を整備し、災害防止、避難対策等の推進に努めるものとします。

(2) 公園、緑地等の公共空地

市街地等における緑とオープンスペースは、環境保全、レクリエーション利用、景観形成上のみならず避難地の確保、火災延焼防止として防災上重要な役割を持っています。

このため、市は、広域避難地又は一次避難地として都市公園を位置づけ、市街地等の基盤施設として、積極的かつ計画的な整備に努めるものとします。

4 市街地等の再開発

(1) 土地区画整理事業の推進

市は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備による改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、既成市街地及びその周辺部において健全な市街地を形成し、道路、公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備し、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進するものとします。

第3節 建築物災害予防計画【建築住宅課・管理計画課・施設所管課】

1 建築物の現況

市の場合、鉄骨及び鉄筋コンクリート造など地震時に出火延焼を防止するための耐震不燃化

【第2編 災害予防計画】

された建築物が増加の傾向を示しているものの、いまだ十分な耐震性及び不燃性を有していない建築物があるのが現状です。

このため、市は、耐震不燃化の重要性について啓発を行い、より一層の耐震性及び不燃性の強化と推進に努めるものとします。

2 不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進対策

(1) 市は、防火及び準防火地域を積極的に指定することにより、建築基準法による規制を実施し、都市の不燃化を図るものとします。

また、市は、防火及び準防火地域以外の地域においても建築基準法第22条区域を指定し、建築物の不燃化を促進するものとします。

なお、建築物の防火の促進について、新築、増改築等の建築物については、建築基準法に基づく指導を実施し、また既存建築物については、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度、鳥取中部ふるさと広域連合消防局（以下「中部消防局」といいます。）が実施する防火対象物定期点検報告制度又は自主点検報告表示制度等を通じて、中部消防局と連携した防火対策を実施するものとします。

(2) 建築物については、建築基準法及びそれに基づく関係法令により、敷地、構造、設備、用途に関する基準が定められています。市は、これらの基準の審査、指導にあたりとともに、関係団体と協力して建築物の防災に関する診断、広報等に努めるものとします。

特に、建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められていますが、昭和56年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものもあるため、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」が制定されています。

このため、市は、説明会の開催等を通じて、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、耐震診断及び耐震補強の技術指導等により一般建築物の耐震性の強化を図るものとします。

また、市は、建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針を定めた耐震改修促進計画の策定に努めるものとします。

3 既存木造建築物に関する対策

市は、地震等による災害を防止し、被害を最小限に抑えるため、次の事項の普及啓発に努めるものとします。

(1) 建具類の完全固定措置を実施すること。

(2) 壁に筋違いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強すること。

(3) 特に、老朽化した建物にあつては、丸太、角材等で補強すること。

(4) 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を実施すること。

4 公共建築物の災害予防対策

市は、公共建築物が災害時に避難所となるなど応急対策上の重要な拠点施設となり、また、公共建築物の利用者に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、不燃化の推進、耐震性の確保、浸水対策の実施及び建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に、市が所有する公共建築物にあつては、建物の重要度及び緊急度に応じた耐震性の確保に努めるものとします。

5 文教施設の災害予防対策

【第2編 災害予防計画】

市は、災害時に避難所となる公立学校等の耐震化を図るため、計画的に耐震診断、耐震改修等の実施に努めるものとします。

6 社会福祉施設等災害予防対策

市は、社会福祉施設、児童福祉施設の新設又は老朽施設の増改築にあたっては、耐震耐火構造に改めるよう努めるものとします。

7 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に係る実施体制の強化

市は、県と連携して、地震等により被災した建築物又は宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定について、次のとおり実施体制の強化に努めるものとします。

- (1) 危険度判定制度に関する普及啓発
- (2) 危険度判定士の養成及び登録
- (3) 県、市及び関係団体との連携体制の構築

第5章 上下水道施設災害予防計画

第1節 目的

災害による上下水道施設の被災は、市民生活に重大な影響を与えるばかりでなく、住民避難、消火活動、医療活動及びその他の各種応急対策活動に困難をもたらします。

この計画は、上下水道施設の安全性の確保について検討するとともに、耐震性の強化など被害軽減のための予防対策を実施することにより、災害による被害を最小限に抑えることを目的とします。

第2節 上水道施設災害予防対策【上下水道局】

災害による水道の断水を最小限に抑え、ライフラインとしての水道機能を確保し、二次災害を防止するため、市は、水道施設の耐震化を図るなど施設の防災性の強化に努めるものとします。

また、市は、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、応急給水体制及び相互応援協力体制の整備に努めるものとします。

1 施設の耐震性の強化

市は、水道施設の新設、更新、改良等にあたって十分に耐震性を考慮し、老朽化した取水施設、配水施設等の改良、老朽管等の布設替えを促進し、水道施設全体の耐震性の向上を図るものとします。

2 応急給水体制の整備

水道施設の被災により水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければなりません。

市は、緊急時の給水拠点の確保、応急給水活動に必要な給水タンク、消毒剤、緊急用の浄水装置、可搬式発電機及び運搬車両の整備を図るなど応急給水体制の整備に努めるものとします。

3 非常用電源の確保

市は、水源地等の重要施設について停電時に対応するため、自家用発電設備等の整備及び浸水対策に努めるものとします。

4 復旧工事用資機材の備蓄

市は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資機材の備蓄、水道事業指定給水装置工事事業者等との覚書等による資機材の緊急調達など、応急復旧資機材の確保に必要な体制の整備に努めるものとします。

5 相互応援協力体制の整備

市は、自ら飲料水等の供給又は施設の復旧が困難な場合に他団体からの応援を円滑に受けるため、公益社団法人日本水道協会等を通じて相互応援協力体制の整備に努めるものとします。なお、市は、中部管内における相互応援体制を整備するため、湯梨浜町、三朝町、北栄町及び琴浦町並びに社団法人鳥取県管工事業協会中部支部及び中部管工事業協同組合と「災害時における水道の応急対策業務に関する協定（平成17年11月1日締結）」を締結しています。

第3節 下水道施設災害予防対策【上下水道局】

市は、災害による下水道施設の被害を最小限に抑え、下水の排水及び処理機能を保持するため、

【第2編 災害予防計画】

施設の防災性の強化に努めるものとします。

また、市は、被災時における応急復旧措置を円滑に実施するため、相互応援体制の整備など応急復旧体制の確立に努めるものとします。

1 施設の耐震性の強化

市は、下水道施設の新設、更新、改良等にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説」及び「耐震対策最終提言について（平成8年8月建設省通知）」に定める基準に従い、管渠、ポンプ場等に十分な耐震性を確保するよう努めるものとします。

また、市は、既存施設のうち老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所、平常時の維持管理で異状が認められた箇所等の耐震診断を実施し、耐震対策を必要とするものについて、順次、補強工事、改築工事の実施に努めるものとします。

2 市は、電力、水道の停止時における機能確保のため、次のとおり非常用電力、用水の確保に努めるものとします。

(1) 施設の複数化

(2) 自家発電用設備の整備

(3) 用水供給設備の整備

3 下水道施設の保守点検

市は、災害による被害の確認及び復旧を迅速に実施するため、日常点検を実施し、老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所等を把握し、必要に応じて、順次、補強工事、改築工事を実施するものとします。

4 応急復旧体制の確立

(1) 下水道台帳等の整備

市は、災害時の応急対策及び復旧対策に支障が生じないようにするため、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適切に管理するものとします。

(2) 相互応援体制の整備

市は、応急対策を自ら実施することが困難な場合に備えて、他市町村、下水道関係業者等との連絡体制、応援体制の整備に努めるものとします。

(3) 応急復旧用資機材等の確保

市は、被害調査用資機材及び応急復旧用資機材等の確保体制の整備に努めるものとします。

(4) 技術職員の養成

下水道施設の復旧工事の設計及び施工にあたっては、専門的知識及び技術を必要とする工種が多いため、市は、日頃から日本下水道事業団が実施する技術研修等を通じて技術職員の養成に努めるものとします。

第6章 交通路確保計画

第1節 目的

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落、積雪等による影響を最小限に抑えることにより、消防、救助、輸送等の災害応急対策用車両の交通路を確保することを目的とします。

第2節 道路及び橋梁の整備による災害予防【建設課】

道路、橋梁の整備は、水害、地震をはじめ各種災害時における避難、救助等の輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害応急対策の円滑な遂行に資するものとします。

- 1 市は、県が指定する緊急輸送道路及び市が地元と協議しながら作成した防災マップに記載されている避難路等の道路を補完する道路上の橋梁について、耐震補強等の交通確保対策の優先的な実施に努めるものとします。
- 2 市は、道路上（特に避難路）における路側、法面等の崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、次のような道路災害防除事業の実施に努めるものとします。
 - (1) 路側法面崩壊防止（擁壁工、法面工）
 - (2) 地すべり対策（山腹段状切付工、くい打ち工、地下水排水工）
- 3 避難路等に土砂災害（特別）警戒区域がかかる場合などは、地元と協議し優先的に対策工事を実施し、災害時等の避難路の安全性を図るものとします。
- 4 前記のほか、特に、異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、適時パトロール等の必要な措置を実施し、交通の安全と円滑化を図るものとします。

第3節 除雪による交通路の確保【建設課】

1 除雪体制

市は、冬期間における市内の主要道路の交通を確保するため、除雪体制の整備に努めるものとします。

2 除雪作業

市は、気象状況により、第1次路線の路面上の積雪が10cmに達することが予想される場合又は第2次路線の路面上の積雪が15cm以上に達することが予想される場合に除雪作業を開始するものとします。

【除雪対象道路の優先順位】

順位	除雪対象道路
第1次路線	バス路線・通学道路・公共施設・救急及び休日医療機関に通じる道路
第2次路線	市道幹線道路

3 除雪対策

市内の国道、県道、市道の除雪対策は、毎年開催する、国、県、市町村その他関係者からなる鳥取県除雪対策協議会で、除雪関係機関の除雪計画について協議し、決定することとします。

4 凍結防止対策

凍結、圧雪状態の時、前年までに散布の実績のある道路上の橋面及び斜面に、凍結防止剤を

【第2編 災害予防計画】

散布し、交通路の円滑化を確保します。

また、地元住民も散布できるよう、指定場所に凍結防止剤を配布します。

第4節 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

市は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため道路管理者（管理計画課）による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずるため、平時より体制整備や資機材の確保に努めます。

第5節 道路状況等情報の住民への提供対策【管理計画課】

市は、交通規制状況等の道路状況等の情報を、ホームページ等を利用して住民に提供するよう努めるものとします。

第7章 孤立予想集落等対策計画

第1節 目的

この計画は、水害、地震等の災害による土砂崩落、積雪等により孤立が予想される集落（以下「孤立予想集落」といいます。）について、その対策の実施を図ることを目的とします。

第2節 孤立状況の把握【防災安全課・建設課】

1 交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、市は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとします。

- (1) 道路の崩壊
- (2) 道路への土砂崩れや雪崩の流入
- (3) 大雨、大雪に伴う事前通行止め等

2 通信設備の状況の把握

市は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認します。（電話、携帯電話、防災行政無線等）

3 電気、水道等ライフラインの状況の把握

市は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認します。（電気、水道、食糧の有無等）

4 孤立集落に所在する者の状況把握

市は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認します。（傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無 等）

5 孤立状況の共有

市は、孤立集落の発生について把握した場合、県中部総合事務所（県民福祉局又は県土整備局）に報告するものとします。

なお、市内の孤立予想集落は、「資料編 孤立予想集落一覧（資料2-7-1）」のとおりです。

第3節 物理的な孤立の解消

1 交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、各施設の管理者は、早急の復旧に努めます。

2 代替交通の確保

孤立が発生した場合、市は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保します。

3 物資の供給

市は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について整備を図り、物資の供給体制を確保します。

4 帰宅困難者の支援

市は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の

【第2編 災害予防計画】

開設等により支援を行うものとします。

第4節 情報孤立の解消

市は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとします。

- 1 災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、市は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとします。
- 2 集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、市、県等は当該地域の住民と協力して衛星電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努めます。

【第2編 災害予防計画】

第8章 農業災害予防計画

第1節 目的

この計画は、農作物の防災基盤を確立するための各種防災指導について定めることを目的とします。

第2節 農業防災体制【農林課】

市は、気象の長期予報、異常天候早期警戒情報又は警報等により農作物災害の発生するおそれがある場合には、被害を予防するため、鳥取県農業気象協議会と連携を図りつつ、農作物等の防災に関する技術対策の確立と普及徹底に努めるものとします。

この鳥取県農業気象協議会は、鳥取県農林水産部農業振興戦略監とつとり農業戦略課長を会長とし、事務局は、同課に置かれています。

【早期天候情報とは】

情報発表日の6日後から14日後までの期間で、5日間平均気温が「かなり高い」「かなり低い」となる確率が30%以上、または5日間降雪量が「かなり多い」となる確率が30%以上と見込まれる場合に発表される情報（発表は月曜日（祝日などの場合は火曜日）と木曜日の14時30分頃）。

低温（高温）に関する早期天候情報は、稲作においては、深水管理（低温や高温時に水田の水の量を増やすことで影響を緩和する）や田植え時期の調整による活着不良対策、果樹の凍霜害対策といった利用が見込まれる。その他、家畜の暑さ対策などにも有用と期待される。

大雪に関する早期天候情報は、農業施設の補強や果樹の枝折れ防止などの事前対策などへ利用が見込まれる。

第3節 農作物の災害予防対策【農林課】

1 災害防止技術対策

災害別の農作物の防災技術については、その都度、県農業気象協議会が樹立しますが、市は、県農業気象協議会及び農業団体等と連携して、日頃から関係農家に対し、災害予防に関する技術指導に努めるものとします。

2 再作付対策

市は、被害によって再作付を必要とする場合には、次により応急対策を講じるものとします。

(1)「災害対策用雑穀種子配付要綱」に基づき、種子もみ及び雑穀種子を申請に基づき提供するものとします。

(2)「園芸種子需給安定措置要綱」に基づく種子検査計画により確保されている野菜種子を申請に基づき提供するものとします。

3 市は、台風その他の災害が予想される場合、各農作物について、事前措置の徹底を図り、被害を最小限に抑えるものとします。

4 災害予防応急対策

市は、農作物等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急措置が必要と認められる場合は、関係機関と協議の上、応急対策資機材の確保、幹旋等を実施し、被害防止に努めるものとします。

第4節 病虫害防除対策【農林課】

【第2編 災害予防計画】

市は、災害により病虫害の発生が予想される場合には、次に掲げる対策を実施するものとします。

1 実態の早期把握

市及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の被害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県に緊急報告するものとします。

2 防除の指示及び実施

県は、市、農業団体等から通報された災害状況に基づき、病虫害の防除対策を検討し、市に対して具体的な防除の実施を指示するものとします。

市は、県の指示により緊急防除班を編成し、短期（3日間程度）防除を実施するものとします。

3 農薬の確保

市は、災害により緊急に農薬確保の必要が生じた場合、県又は全国農業協同組合連合会鳥取県本部若しくは農薬取扱業者に対し、手持農薬の緊急提供を依頼するものとします。

4 防除機具の確保

市及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握することにより、緊急防除の実施の際に、集中的に防除機具の使用ができる体制の整備に努めるものとします。

第9章 防災体制整備計画

第1節 目的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制を整備することにより、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とします。

第2節 市の体制【防災安全課】

1 平常時及び災害時の防災体制

(1) 倉吉市防災会議

市防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき設置され、平常時において市防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進を図るものとします。

(2) 倉吉市災害対策本部

倉吉市災害対策本部（以下「市対策本部」といいます。）は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めた場合に設置するものとします。（詳細は、「第3編災害応急対策計画 第1章組織計画」のとおりです。）

(3) 倉吉市災害警戒本部

倉吉市災害警戒本部（以下「市警戒本部」といいます。）は、市対策本部の設置に至らない段階で、災害に対する警戒等のため、総務部長が必要と認めた場合に設置するものとします。（詳細は、「第3編災害応急対策計画 第1章組織計画」のとおりです。）

2 防災組織の体制強化

(1) 組織体制の強化

市は、市長に代わって常に防災体制を整備する部課の設置、当該部課に防災専任又は防災にかなりの比重を置く管理職員の配置、被災建築物・被災宅地応急危険度判定士及び家屋被害認定調査員の養成など、迅速かつ的確な初動対応を実施することができる体制の整備に努めるものとします。

また、迅速、的確な災害対応を確保するため、次の専任の職員を配置するよう努めるものとします。

ア 降雨状況、土砂災害危険度等の災害情報を分析する専任の職員

イ 状況に即した最適な対応方針案を検討立案する専任の職員

(2) 職員の防災に関する知識及び技術の向上

市は、防災スペシャリスト研修（内閣府主催）等の専門研修の受講等を通じて、防災担当職員の専門的な知識及び技術の向上を図るとともに、市対策本部の本部事務局の業務を支援する職員をはじめ、各実施班の職員に関しても、庁内研修（防災安全課主催の防災・危機管理研修会）等の充実、他機関が主催する専門研修や特定非営利活動法人日本防災士機構の防災士認証登録制度の活用等を図ることにより、職員の防災に関する知識及び技術の向上を図るものとします。

(3) マニュアルの整備

市は、防災体制が円滑かつ有効に機能するため、主に次に掲げる災害応急対策計画に係るマニュアル等の整備に努め、防災訓練等を通じて随時見直しを実施するものとします。

【第2編 災害予防計画】

ア 災害対策本部運営要領

イ 災害情報収集・報告要領

ウ 避難所運営マニュアル

エ タイムライン（防災行動計画）

※災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した防災行動計画をいう。）

オ B C P（業務継続計画）

※災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等の利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画をいう。

第3節 防災関係機関の体制【防災安全課】

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画等に基づき、災害時に即応できる適切な体制の整備に努めるものとします。

第4節 防災関係機関相互の連携体制【防災安全課】

災害時に防災関係機関相互が円滑かつ連携した災害応急対策を実施するため、平常時から次のとおり相互の連絡体制を整備し、防災に関する情報の共有を図るものとします。

- 1 平常時及び災害時における防災関係機関の連絡窓口の確認
- 2 防災関係機関連絡会議の開催

第5節 応援協定の充実化【防災安全課】

市及び防災関係機関は、被災市の防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、職種団体等とあらかじめ応援協定等を締結することにより、人的・物的な支援体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用します。

- 1 市が締結する応援協定
 - （1）市は、県に準じて応援協定の締結及び維持管理を行うよう努めるものとします。
 - （2）県が把握している応援協定を把握し、防災対策を講じる上で参考にするよう努めるものとします。

第6節 防災拠点の整備【総務課・防災安全課・市民課・施設所管課】

- 1 防災拠点（地域防災拠点）の配備の考え方
 - （1）市は、災害対策本部を設置する本庁舎やその代替施設、現地災害対策本部を設置する活動拠点、主要な指定避難所、備蓄倉庫等を市の防災拠点として位置付け、市の地勢等を勘案した適切な配置、機能等を検討し、既存施設の活用を基本として計画的に整備するものとします。
 - （2）備蓄倉庫に関しては、中学校区単位を基本とした分散備蓄を念頭に、保管場所から指定避難所等までの経路、運搬方法等を検討し、学校の未使用教室等の市有の既存施設を活用した迅速かつ効率的な物資運搬に必要な倉庫の整備を行うものとします。
- 2 市拠点施設等の整備方針

【第2編 災害予防計画】

市は、地震、水害等に備えるため、次に掲げるもののほか、あらかじめ市の防災拠点となる施設（以下「市拠点施設」という。）の建物及び非構造部材の耐震化、浸水対策、停電対策、非常通信設備の整備等に努めるものとします。また併せて、浸水等により市拠点施設が使用不能となった場合の対策（代替施設の確保等）を講じるように努めるものとします。

- (1) 災害対策の中核機能を担うため、災害対策本部室を設置する本庁舎大会議室に気象情報等の監視、災害応急対策の指示、防災関係機関との連絡調整等に必要な通信設備等の整備に努めるものとします。
- (2) 本庁舎が被災等により使用できない場合の代替施設を確保するため、第2庁舎に災害対策本部室の設置に必要な会議室、通信設備等の整備に努めるものとします。また、庁舎被災時の災害対策本部機能維持及び感染症予防を図るため、リモート会議機能の整備に努めるものとします。
- (3) 災害時の膨大な被害状況や対応状況をはじめ、被災者の支援状況等の災害情報を効率的に庁内で共有し、及びこれを適正に管理するため、庁内LAN及びGIS（地理情報システム）を活用した災害情報システム及びその運用に必要な情報機器の整備に努めるものとします。

第10章 消防計画

第1節 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害又は地震等の災害による被害の軽減を図ることを目的とします。

第2節 消防組織の整備【防災安全課】

1 消防組織及び施設の現況

(1) 常備消防

市内の常備消防は、中部消防局並びに倉吉消防署及び西倉吉消防署です。

(2) 市消防団の現状

ア 消防団は、常備消防と同様に市の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意志に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も有しており、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」といった3つの特性を生かしながら、初期消火や残火処理等を行うほか、大規模災害時には住民の避難誘導や災害防御等を行っています。

イ 平時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。なお、市においては、水防法にいう水防団は置かず、消防団を水防活動に当たらせています。

(3) 消防組織の現況

常備消防及び非常備消防の組織の現況は「資料編 常備消防及び非常備消防の組織の現況表（資料2-10-1）」のとおりです。

(4) 消防施設設備の現況

消防水利の整備状況並びに消防自動車及び小型動力消防ポンプ等の保有状況は、「資料編 消防施設設備の現況表（資料2-10-2）」のとおりです。

2 消防組織及び消防施設・設備の整備充実対策【防災安全課】

市及び中部消防局は、市民の消防需要に的確に対応するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、その消防力を整備するものとします。

(1) 常備消防組織の整備の充実

中部消防局は、緊急時に消防職員が速やかに参集し、災害応急活動が実施できるよう次の計画を作成し、組織体制を整備するとともに、消防職員がその業務を的確に実施するために必要な職務能力を有し、相互に連携した活動を行うことができるよう配慮するものとします。

ア 人員計画

イ 組織分掌計画

ウ 消防局及び署の部隊編成計画

(2) 市消防団の整備拡充

地域防災力の中核的存在である消防団員の高齢化及び減少を抑えるため、市は、積極的に次に掲げる取り組みを推進し、消防団員の定数確保とともに、市消防団の充実強化と活性化を図るものとします。

【第2編 災害予防計画】

ア 市は、女性や公務員等の消防団への加入促進を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の導入等により民間企業の従業員等が勤務地の消防団に入団しやすい仕組みづくりや消防団員の処遇の改善に努め、十分な消防団員数の確保に努めるものとします。

イ 市及び中部消防局は、事業所・学校等への避難訓練や救命講習等の防災教育の推進を通じ、消防団への入団促進を図るよう努めるものとします。

ウ 市は、消防団員の防災士の認証登録、鳥取県消防学校等の教育訓練を通じ、消防団員の消防・防災に関する知識及び技術の向上を図るよう努めるものとします。

エ 市は、消防団に所属する大学生等の就職活動を支援する学生消防団活動認証制度により、大学生等の消防団への加入促進を図るものとします。

(3) 消防施設・設備の整備充実

市及び中部消防局は、消防力の整備指針及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消火活動に必要な消防ポンプ自動車、小型動力消防ポンプ等をはじめ、水害、地震等のあらゆる災害の防御に必要な車両、救助資機材、通信装置等の消防設備及び消防水利等の消防施設の整備充実を図るものとします。

3 消防団員の活動環境の整備

市及び中部消防局は相互に連携し、以下に例示する対策等を踏まえ、消防団の活動環境の整備を推進するものとします。

(1) 地域住民、被雇用者、女性が参加しやすく活動しやすい活動環境・制度の導入

ア 市消防団組織・制度の多様化

(ア) 特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（機能別団員）又は分団（機能別分団）の制度等の導入を検討します。

(イ) 介護や育児、長期出張などで一時的に活動が困難になった消防団員に対し、消防団員の身分を有したまま、消防団員の活動を行わないことができる休団制度を導入します。

イ 被雇用者団員の活動環境の整備

(ア) 昼夜間を通して災害対応が可能な団員を確保するため、バランスのとれた団員確保を行うとともに、団員の勤務状況を把握し、必要な団員が出動できる団員相互の支援体制を確立します。

(イ) 市における消防団協力事業所表示制度の導入促進を図るとともに、消防団活動に深い理解又は協力を示す「倉吉市消防団協力事業所認定制度」の実施等により、消防団と事業所との連絡・協力体制を確保し、消防団員となった従業員が消防団活動をしやすい環境整備を行います。

(2) 住民及び事業所の市消防団活動への理解と協力の推進

ア 地域において、住民・事業所・自主防災組織等の協力を得るため、市、消防団が中心となり、地域を検討・協議する場を設置し、協力の範囲・方法等を協議します。

イ 火災予防広報、防火診断等地域住民と接する活動を積極的に展開し、効果的な広報施策を展開します。

ウ 自主防災組織、女性防火クラブ等、各地域の様々な防災関連地域組織と連携し、協力体制を構築します。

(3) 消防団員の消防・防災に関する知識及び技術の向上

消防団員の消防・防災に関する知識及び技術の向上を図るため、計画的に防災士の認証登

【第2編 災害予防計画】

録、鳥取県消防学校の教育訓練の受講等を推進します。

第3節 火災予防対策【防災安全課】

1 防火対象物に対する防火対策

(1) 立入検査等

中部消防局は、春季及び秋季の全国火災予防運動その他必要の都度、各家庭及び興行場、百貨店、旅館、飲食店その他の施設若しくは公衆の出入りする場所その他関係のある場所を立入検査し、防火安全対策上問題のある点は、関係者に対し万全を期すよう指導するものとします。

また、中部消防局は、防火対象物の管理について権原を有する者に対し、立入検査等を通じて適切な防火管理を行うよう指導するものとします。特に、雑居ビルに関しては、その危険度の高さから、関係機関（風俗営業の許可については市と倉吉警察署（以下「警察署」といいます。）、飲食店営業等の許可については倉吉保健所（以下「保健所」といいます。））と情報提供等において連携し、立入検査及び違反処理の徹底を図るものとします。

なお、立入検査の主眼点は、概ね次のとおりです。

ア 消防用設備等の設置及び管理状況（消防法）

イ 火を使用する設備、器具及びその使用に際して火災の発生するおそれのある設備、器具の位置及び構造並びに管理状況（鳥取中部ふるさと広域連合火災予防条例（平成10年連合条例第29号。以下「火災予防条例」といいます。））

ウ 消防計画の作成及び当該計画に基づく訓練実施に係る防火管理状況の確認（消防法）

エ (4) 指定数量未満の危険物、指定可燃物の貯蔵又は取扱状況（火災予防条例）

(2) 建築同意制度の活用

中部消防局は、消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図るものとします。

(3) 防火対象物定期点検制度の推進

中部消防局は、防火対象物定期点検報告制度又は自主点検報告制度の対象となっている施設に「防火基準点検済証」「防火優良認定証」「防火自主点検済証」を表示できること及びその意義について、リーフレット等により利用者に広く周知するものとします。

3 林野火災予防対策【防災安全課・農林課】

(1) 広域的、総合的な消防防災体制の確立

ア 市及び防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して、森林資源の確保及び土地の保全を図るものとします。

イ 市は、林野火災に対処するために必要な消防団員を確保するとともに、鳥取県消防防災ヘリコプター（以下「県消防防災ヘリ」といいます。）を活用し、林野火災に対処するものとします。

ウ 市は、水利の少ない岡山県境での林野火災に備えるため、真庭市との消防応援協定の締結について検討するものとします。

(2) 出火防止対策

市及び中部消防局は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることから、失火防止に関する啓発広報の促進、乾燥期及び強風期における巡視並びに監視の徹底を図るものとします。

【第2編 災害予防計画】

4 防火教育・広報の推進【防災安全課】

市、中部消防局及び防災関係機関は、防火教育及び広報活動により防火意識の普及啓発を図るものとします。

第11章 水防計画（予防）

第1節 目的

この計画は、市内における洪水に際し、水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに、公共の安全の目的をもって市内の河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、消防機関の活動、水防団体相互間における協力及び応援並びに資機材の整備及び運用について、水防法第7条の規定に基づき定めることを目的とします。

1 水防団

市においては、水防法にいう水防団を置かないこととし、市消防団を水防活動に当たらせるものとします。

2 水防に関する技術上の指導

水防活動は、水防管理団体がこれに当たり、その技術上の指導は、天神川の国土交通省直轄区間については国土交通省が、その他の河川については県がこれにあたるものとします。

なお、市地域防災計画 第3編災害応急対策計画 第11章水防計画（応急対策）と併せて、水防法で定める「水防計画」とします。

第2節 水防に関する定義と責任

1 定義

(1) 鳥取県水防本部（以下「県水防本部」といいます。）

県における水防を統括するために設置され、県県土整備部河川課内に県水防本部の事務所が常置されるが、県災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されます。

(2) 水防本部長

県知事

(3) 水防管理団体

市

(4) 指定水防管理団体

市（県内の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係があるものとして県知事が指定した団体をいいます。なお、市は、平成17年4月4日付けで指定水防管理団体に指定されています。）

(5) 水防管理者

倉吉市長（以下「市長」といいます。）

(6) 水防機関

中部消防局及び消防署

市消防団

(7) 水防協力団体

一般社団法人、特定非営利活動法人、その他法人でない団体（事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有している団体）

2 責任と義務

関係機関は、水防法により次のとおり水防の責任と義務を果たすものとします。

【第2編 災害予防計画】

(1) 水防管理団体等の責任

- ア 水防団の設置
- イ 水防団員等の公務災害補償
- ウ 平常時における河川等の巡視
- エ 水位の通報
- オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
- カ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動
- キ 警戒区域の設定
- ク 警察官の援助の要求
- ケ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請
- コ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置
- サ 公用負担
- シ 避難のための立退き指示
- ス 水防訓練の実施
- セ 水防計画の策定及び要旨の公表
- ソ 水防協力団体の指定・公示
- タ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言
- チ 水防従事者に対する災害補償

(2) 住民等の義務

- ア 水防への従事
- イ 水防通信への協力

(3) 水防協力団体の義務

- ア 決壊の通報
- イ 決壊後の処置
- ウ 水防訓練の実施
- エ 業務の実施等

第3節 水防計画の作成及び変更【防災安全課】

1 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行うものとします。また、水防計画を変更するときは、あらかじめ、倉吉市防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとします。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとします。

2 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を審議させるために、水防協議会を置くものとされていますが、倉吉市の場合、倉吉市防災会議がこれに代わることとします。

第4節 安全配慮【防災安全課】

市消防団は、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとします。また、避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならないこととします。

【第2編 災害予防計画】

(1) 消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、次のとおりとします。

- ア 水防活動時にはライフジャケットを着用します。
- イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行します。
- ウ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施します。
- エ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させます。
- オ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置します。
- カ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行うこととします。
- キ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底します。
- ク 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施します。

第5節 重要水防区域及び河川災害危険箇所【防災安全課・建設課】

1 重要水防区域の把握

市は、国及び県からの重要水防区域に関する情報提供を受け、これを市防災計画に掲載し、円滑な防災活動に資することとします。

重要水防区域は、重要水防区域判定基準に合致しA、B、C区間に分類される箇所のうち、水防警報河川のその区間及び築堤河川等で国及び県が必要と認める区間とします。

2 住民等への重要水防区域の事前周知

市は、国及び県が作成した重要水防区域図を活用し、重要水防区域付近の住民に対し、当該区域の水害による被災の危険性を周知します。

3 河川災害危険箇所の把握

国及び県は、河川災害危険箇所判定基準に合致する箇所を河川災害危険箇所として把握します。

国及び県は、上記以外の箇所で、平常時及び出水後等に行う河川巡視、堤防点検等により河川管理施設（堤防、護岸等を含みます。）の状態を把握し、異常を認めた場合も河川災害危険箇所として把握します。

なお、国及び県の管理河川における重要水防区域及び河川災害危険箇所の現況は、「資料編重要水防区域及び河川災害危険箇所一覧表（資料2-11-1）」のとおりです。

【重要水防区域判定基準】

(1) 河川の区間区分

河川の区間区分は、重点的に水防活動を行うべき区間として、水防法に基づく指定河川や河川形状等により選定するものとし、重要度に応じて以下の区間に区分します。

<河川の区間区分>

ア 最重点区間

洪水予報河川、水位情報周知河川及び水防警報河川の指定区間、河川災害危険箇所の特

A

【第2編 災害予防計画】

イ 重点区間

上記以外の築堤区間又は浸水常襲区間、主要な公共施設が近接する区間

ウ 一般区間

上記以外の区間

(2) 重要水防区域と重要度

各区間は、破堤や溢水時に想定される被害の大きさを考慮し、背後地状況によりA～D区間に区分し、A～C区間を重要水防区間とします。

(※背後地とは、破堤した場合に想定される浸水及び被害の及ぶ範囲を含みます。)

なお、上記方法により設定した重要度について、隣接区間で不整合等が生じる場合は、いずれか上位の重要度に統一することを基本とします。

ア A区間 特に水防上重要な区間

イ B区間 水防上重要な区間

ウ C区間 水防上注意を要する区間

<重要度区分>

区分	アDIDD 又は人家連担	イ人家点在	ウその他 (田畑等)
最重点区間	A	B	C
重点区間	B	C	D
一般区間	C	D	D

【河川災害危険箇所判定基準】

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河	水衝部にある堤防の前面の河	

【第2編 災害予防計画】

	床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
いっ水	河積が狭小でたびたびいっ水、はん濫の実績があり、危険が予想される箇所。	河積は暫定的に確保されているがいっ水、はん濫の恐れが十分ある箇所。	

※「鳥取県では、重要度Aに属する河川災害機関箇所のうち以下の項目を満たす箇所を重要度Aと分類。

- ・背後に人家が密集している
- ・高築堤が連続している
- ・計画流量が大きい

※いっ水、浸食は県独自の基準であり、その他の項目は国の重要水防箇所指定基準に準拠しています。

第6節 水防用備蓄資機材の補充及び取扱要領【防災安全課】

1 水防用資機材及び水防倉庫

(1) 水防用資機材は、水防倉庫に常時備蓄し、出水時にはこれらの資機材をもって効果的に水防活動に使用し得るように維持管理するものとします。

(2) 水防倉庫には、概ね下表に示す水防資機材を備蓄します。

掛矢	高張ちょうちん	ロープ（縄）	のこぎり	ローソク
鉄線	ツルハシ	カーバイト	杉丸太	スコップ
割木	鉄杭	なた	肥松	ビニールパイプ
ペンチ	もっこ	竹	鎌	かつぎ棒
蛇かご	おの	足場板	かすがい	たこつち

【第2編 災害予防計画】

軽量鋼矢板	予備土	はしご	麻袋	詰め石用石
バケツ	合成繊維土のう袋	土のう	かがり台	ビニールシート
トンパック	大型照明灯	布シート		

なお、市における水防倉庫及び水防用資機材の現況は、「資料編 水防倉庫及び水防用資機材一覧表(資料 2-11-2)」のとおりです。

2 水防用資機材の確保と補充

- (1) 水防倉庫内の水防用資機材は定期的に点検し、緊急の際に十分に役立つよう整備しておくものとします。
- (2) 水防用資機材の不足が生じた場合に速やかに補充できるようにするため、事前に水防区域内の資材業者を把握しておくものとします。
- (3) 緊急時の浸水対策に必要な土のうを十分に確保するため、市は自主防災組織に土のうの作成に必要な資材を提供するとともに、自主防災組織は、提供を受けた資材を活用して土のうの確保・補充に努めるものとします。

3 水防用資機材取扱要領

- (1) 水防用資機材を使用する場合は、原則として水防以外のいかなる工事にも使用しないものとします。
- (2) 水防用資機材の受払については帳簿を備え、正確に記入しておくものとします。
- (3) 水防用資機材を使用した場合は、「鳥取県地域防災計画の水防計画(予防)水防資材取扱要領」に基づき速やかに県水防本部へ報告するものとします。

4 輸送の確保

非常の際、資機材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して県に提出しておくものとします。

- ・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・万一に備えた多角的輸送路の選定図

水防活動に必要な人員、資機材等の輸送については、「第3編 第26章 輸送計画」に定めるところによるものとします。

第7節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な確保及び浸水防止のための措置

【防災安全課】

国及び県は、水防法に基づき洪水予報河川等を指定し、下表の対策を実施することで、迅速かつ確かな水防活動に資するものとします。

【指定河川で市及び県で必要となる主な対策】

実施内容	実施者	水防法 根拠条項	洪水 予報 河川	水位 周知 河川	水防 警報 河川
【平時から行う対策】					
浸水想定区域（水深を含む）の指定	国又は県	14(1, 2)	●	●	
浸水想定区域（水深を含む）の指定、公表及び関係市町村への通知		14(3)	●	●	
避難判断水位の設定		13(1, 2)		●	
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（市地域防災計画等に最低限次の事項を規定）	市防災会議	15(1)	●	●	

【第2編 災害予防計画】

<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報の伝達方法 ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項 ・浸水想定区域内に地下街等、又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設、又は大規模な工場その他の施設であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当する施設の名称及び所在地 					
要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等（努力義務） <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 ・計画の市長への報告及び公表 ・自衛水防組織の設置及び市長への報告 	要配慮者利用施設の利用者又は管理者	15の3	●	●	
大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等（努力義務） <ul style="list-style-type: none"> ・当該大規模等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 ・自衛水防組織の設置及び市長への報告 	大規模工場等の所有者又は管理者	15の4	●	●	
洪水ハザードマップの配布等	市	15(4)	●	●	

第8節 水防訓練【防災安全課・建設課】

- 1 市は、毎年出水期前に、消防団及び水防協力団体の水防訓練を毎年実施し、水防技術の向上を図るものとします。
- 2 市は、水害に対する水防、通信、出動、警戒、水防工法、避難等について適切な措置が講じられるよう、防災拠点としての倉吉市防災センター（消防局併設）を活用して国土交通省と市消防団が連携し定期的に水害を想定した訓練を実施するものとします。
- 3 法第15条の2から第15条の4までの規定により、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等においても訓練を実施することから、水防管理団体が実施する水防訓練にあたっては、当該施設の所有者又は管理者とも連携を図ることとします。

第9節 水防連絡会【防災安全課・建設課】

県内の洪水等による災害の発生を防止し、また災害の軽減を図り公共の安全に寄与することを目的とし、中部（倉吉市、東伯郡）で国土交通省、県、各市町等からなる水防連絡会に参加します。

第10節 相互の協定【防災安全課】

隣接する水防管理団体は、最悪の場合を予想して協力又は応援水防事務のことにつきあらかじめ相互に協定しておくこととします。

第11節 水防協力団体【防災安全課】

1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人

【第2編 災害予防計画】

その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができることとします。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならないこととします。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとします。

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、「資料編 水防協力団体との水防協働活動実施要領（資料 2-11-3）」を基に指定します。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、「資料編 水防協力団体との水防協働活動実施要領（資料 2-11-3）」によるものとします。

第12章 文化財災害予防計画

第1節 目的

この計画は、文化財や歴史的価値ある公文書等を各種災害から保護することを目的とします。

第2節 現況

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な市民の財産です。国においては文化財保護法（昭和25年法律第214号）によって文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、文化的景観、文化財保存技術、埋蔵文化財の8部門に大別し、重要なものを国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物として指定、選定又は登録しています。県においては、鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）によって、国の指定又は選定に準ずるものを保護文化財、史跡名勝天然記念物として指定又は選定しています。市においては、倉吉市文化財保護条例（昭和51年倉吉市条例第21号）によって、国及び県の指定又は選定に準ずるものを指定文化財として指定又は選定しています。

なお、市内における指定文化財の現況は、「資料編 倉吉市指定文化財一覧表（資料2-12-1）」のとおりです。

第3節 文化財の保護管理【文化財課・博物館】

1 保護、管理等の責任

指定、選定又は登録された文化財の保護、管理等については、国、県及び市とも当該文化財の所有者、管理者等の責任において実施することになっています。

2 保護、管理等の指導

- (1) 国の指定、選定又は登録に係るものについては文化庁長官が、県の指定又は選定に係るものについては鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」といいます。）が、市の指定又は選定に係るものについては倉吉市教育委員会（以下「市教育委員会」といいます。）が保護、管理等について必要な命令、勧告、指示又は助言をすることができることになっています。
- (2) 所有者、管理者等が、文化財の保護、管理等に多額の経費を要し、その負担に堪えない場合には、その経費について補助する制度が設けられています。

第4節 災害予防対策【文化財課・博物館】

1 対象物

防災上留意している文化財の種別は、建造物、伝統的建造物群、登録有形文化財、美術工芸に属する工芸彫刻（主として仏像）及び考古資料等です。

2 対策

- (1) 建造物及び登録有形文化財については、破損、腐朽箇所を修理を実施し、自動火災警報設備、避雷針、貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図るものとします。
- (2) 伝統的建造物群保存地区については、保存地区の防災計画の策定と住民への啓発活動に併せて環境及び防災施設の整備を図るものとします。
- (3) 美術工芸に属するものについては、保存収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考え

【第2編 災害予防計画】

られるので、適宜指導、補助するものとします。

第13章 避難所等整備計画

第1節 目的

この計画は、災害の発生により建物の損壊、浸水、出火、延焼等の被害が生じた場合に、住民を避難所に収容する事態が予想されるため、安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、避難所等の整備を推進することを目的とします。

第2節 避難場所・避難所等の整備【防災安全課・福祉課・長寿社会課・建築住宅課】

1 緊急避難場所・避難所等の整備

- (1) 市は、地域の実態に即した緊急避難場所・避難所及び避難路の整備に努めるものとします。
- (2) また、図記号等による分かりやすい案内板等の設置を行い、日ごろから緊急避難場所・避難所の場所をわかりやすく掲示するよう努めるものとします。

2 緊急避難場所・避難所の指定

市は、都市公園、コミュニティセンター、学校等の公共的施設等から、その管理者の同意を得た上で、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとします。

また、市は、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定した場合は、県にその旨を通知するものとします。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるものとします。

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害ごとに、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを「指定緊急避難場所」として指定します。

なお、本市の指定緊急避難場所の指定状況は、「資料編 倉吉市指定緊急避難場所一覧表（資料 2-13-1）」のとおりです。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを「指定避難所」として指定します。

また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を「指定福祉避難所」として指定するものとします。

なお、本市の指定避難所の指定状況は、「資料編 倉吉市指定避難所一覧表（資料 2-13-2）」のとおりです。

【第2編 災害予防計画】

(3) 指定避難場所・指定避難所の指定基準

区分	災害種別	指定基準
指定緊急避難場所	地震以外の異常現象	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②立地条件 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。 ③構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
	地震	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②構造条件 当該施設が地震に対して安全な構造であること ③立地条件 場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。
指定避難所		①規模条件 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 ②構造条件 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③立地条件 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 ④交通条件 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。 ⑤福祉避難所関係 専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有するなど「資料編 倉吉市における福祉避難所の指定条件について（資料2-13-3）」を満たすこと。

なお、上記に加え、指定に当たっては、アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された避難施設についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとします。）について留意するものとします。

(4) 指定避難所以外の施設の活用

指定避難所として指定されていない公共施設は、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとします。

(5) 施設管理者との事前協議

市は、指定避難所として指定する予定の施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとします。

【第2編 災害予防計画】

(6) 学校の指定

ア 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとします。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、児童・生徒に関する個人情報の保護の観点等から避難所として使用する教室等を選定しておくなど、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとします。

イ 市は、県立学校の施設を指定避難所として指定する場合は、当該学校と次の事項を事前に協議し、承諾を得るものとします。

また、承諾を得た場合は、その内容を県教育委員会施設管理主管課に報告するものとします。

(ア) 指定避難所として指定する施設の範囲

(イ) 避難地区の範囲

(ウ) 避難地区住民への周知の方法

(エ) 施設の開錠及び施錠方法

(オ) 緊急時の連絡先

なお、市は、県立学校の施設を避難所として指定した場合は、毎年度当初に前記事項を確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課に報告するものとします。

(7) 指定管理者との調整

ア 指定避難所の指定に当たって、指定管理者により管理されている施設については、施設を管理する地方公共団体は、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとします。

イ すでに指定避難所に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとします。

(8) 介護保険施設、障がい者支援施設等への緊急受入れ体制等の整備

市は、一般の避難所で生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉事業所等の協力を得て、要配慮者の緊急受入れに協力できる介護保険施設、障がい者支援施設等（以下「要配慮者緊急受入協力施設」といいます。）の確保に努めるとともに、当該事業者等の同意が得られた場合は当該施設を「指定福祉避難所」として指定するものとします。

なお、本市において、要配慮者の緊急受入れの協力が可能な施設は、「資料編 倉吉市要配慮者緊急受入協力施設一覧表（資料 2-13-4）」のとおりです。

3 避難所の設備及び物資等の配備又は準備

(1) 市は、避難所における避難の実施に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含みます。）に努める（換気、照明等の設備、給水施設、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備、避難所施設へのLPガスの常設等）とともに、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備等の整備に努めます。また、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとします。

(2) 避難生活に必要な物資等は、地域の自主防災組織等の協力を得て、災害時に速やかに避難所等へ提供できるようにするため、原則として、主要な指定避難所への事前配置及び中学校校区単位に地域完結型の備蓄施設を確保し、備蓄するように努めるものとします。（食料、飲料

【第2編 災害予防計画】

水、常備菓、毛布、携帯トイレ、炊き出し用具等)

(3) 浸水の可能性のある避難所に備蓄する場合は、浸水のおそれの無い施設の上階に保管するものとします。

(4) 市は、「特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定」に基づき、災害時の被災者の通信の確保を目的とした特設公衆電話の事前設置を行うものとします。

4 避難路の確保

市は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、あらかじめ避難場所・避難所への避難路を住民等と作成した防災マップに定め、必要な施設等の整備に努めるものとします。

(1) 避難路は、水路沿い、がけ地付近（土砂災害警戒区域）等を極力避けるものとします。

(2) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行うこととします。

(3) 警察署は、災害時における混乱を防止し、避難を容易に実施するため、避難路となる関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施するものとします。

5 一時的な施設の借り上げ等の準備

市は、多数の住民避難により避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の要配慮者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間社会福祉施設、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結すること等による一時的な施設の借り上げ等多様な避難所の確保に努めます。

6 指定避難所等の周辺整備

市の指定緊急避難場所、指定避難所や、市と地域住民が協議して作成する防災マップに地域の自主的な避難所として位置付けられた建物及び場所に、土砂災害（特別）警戒区域や浸水区域等の災害の危険性が想定される場合は、その対策工事や避難所等として利用する施設の見直し等を地域と協議しながら優先して進めるように努めます。

7 避難所の安全点検体制の整備

市は、地震発生時に速やかに安全な指定避難所を開設できるようにするため、市内の建築士事務所等の協力による安全点検を実施する体制を整備するよう努めるものとします。

第3節 指定緊急避難場所・指定避難所等に関する広報【防災安全課】

市は、的確な避難誘導を実施することができるようにするため、次の事項について、日頃から防災マップ、ハザードマップ等の活用、避難訓練等の実施により、市民等に対する周知徹底に努めるものとします。

1 避難所の位置等

(1) 避難所の名称及び位置

(2) 避難所への経路

2 避難方法

(1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発出する基準及びその伝達方法

(2) 避難前、避難時及び避難後の心得

第4節 避難所運営体制の整備【防災安全課】

1 避難所機能・運営基準等の策定

【第2編 災害予防計画】

市は、避難所運営を円滑に実施するため、平成30年3月に県が策定した「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を参考に、次の事項に留意した避難所運営マニュアル等をあらかじめ策定するものとします。

- (1) 避難所の規模に応じた受入規模
- (2) 夜間・休日等における開設手順
- (3) 配置職員の規模並びに避難所運営組織の構成及び役割
- (4) 避難者等の協力を含めた運営体制
- (5) プライバシーの保護
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) いわゆるエコノミークラス症候群対策
- (8) 老若男女のニーズの違いを踏まえた対応
- (9) 女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応
- (10) 女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等
- (11) 避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）
- (12) 備蓄物資及び支援物資等の配分計画
- (13) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策

2 避難所の運営組織の整備

- (1) 避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、地域の自主防災組織等が想定されます。
- (2) 市は、地区防災計画の策定等を通じて、あらかじめ、地域の自主防災組織等と避難所開設時の避難所運営組織の構成、役割分担等を協議し、避難所の運営体制を整備するものとします。
- (3) 市は、地域の自主防災組織等と連携し、避難者の中で、医師、看護師等の円滑な避難所運営に資する特技、資格等を有する者を把握し、活用するための仕組みづくりに努めるものとします。

3 避難所の運営に必要な資機材等の整備

市は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の開設及び運営に資するため、避難所となる施設に避難所の運営及び感染症対策に必要な資機材等を事前配置するように努めるとともに、あらかじめ施設管理者と協議し、当該施設の備品の把握、借用方法等を確認しておくものとします。

4 避難所運営訓練等の実施

市は、地域の自主防災組織等と連携した避難所の運営体制を整備するため、小学校区単位で実施する総合防災訓練等の中で、実際の指定避難所等を活用した避難所運営訓練を実施するとともに、避難所運営の模擬体験ができる避難所運営ゲーム（HUG）等の防災ワークショップを実施するものとします。

第14章 防災資機材等整備計画

第1節 目的

この計画は、防災活動に必要な資機材等の現状把握、緊急使用方法等について定めておくことにより、円滑な応急対策の実施に資することを目的とします。

なお、県、市及び防災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとします。

第2節 防災資機材等の整備及び調達体制【防災安全課・管理計画課】

1 防災資機材等の整備

- (1) 県及び市は、災害時の応急活動用資機材（救出救助用資機材、水防用資機材）等の整備充実を図るとともに、災害時には相互に連携して資機材等を補充する体制を整えるものとします。
- (2) 県及び市は、所管する消防団に必要な応急活動用資機材（災害用ポンプ、土のう）等の整備充実を図るものとします。
- (3) 県及び中部消防局は、化学消火薬剤等を備蓄するものとします。
- (4) 警察署は、災害警備活動に必要な装備資機材等の整備充実を図るものとします。
- (5) 市、中部消防局及び警察署は、水害時の人命救助、物資の輸送に必要なボートの整備充実を図るものとします。

2 防災資機材等の備蓄倉庫の整備

- (1) 市は、水防倉庫、備蓄倉庫及び資機材保管庫の整備又は備蓄に適切な施設の確保に努めるものとします。
- (2) 備蓄倉庫の整備に当たっては、災害時に避難所等へ備蓄物資を円滑に輸送するため、中学校区単位を基本とした分散備蓄に配慮するとともに、建物の耐震化、浸水対策等を講じるように努めるものとします。

3 建設機械及び資機材の調達体制

- (1) 市は、国、県及び防災関係機関並びに市内の建設業者の所有する建設機械及び資機材の能力並びに数量を把握しておき、必要に応じて応援を得られるよう体制の整備に努めるものとします。
- (2) 市は、緊急時における建設機械及び資機材の調達を円滑に実施するため、事前に国、県及び防災関係機関並びに市内の建設業者と調達順位、調達手段及び費用負担等について協議しておくものとします。

第15章 生活必需物資備蓄・調達計画

第1節 目的

被災者の生活支援を円滑に実施するため、生活必需物資の備蓄及び調達体制を整備することを目的とします。

第2節 備蓄物資の整備及び点検【防災安全課】

1 県及び県内市町村の連携備蓄

県、市及び県内各市町村は、県と県内各市町村の分散備蓄により経費及びリスクを分散し、災害時に適切な物資供給を実施するため、県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領（平成13年7月6日施行。以下「連携備蓄要領」という。）に基づき、生活必需物資を連携して備蓄するものとされています。

2 市の備蓄

市は、連携備蓄要領に基づき、次に掲げる品目について、人口に応じた数量を備蓄するものとします。

【市町村の連携備蓄品目】

保存食（乾パン等）、要配慮者用保存食（アルファ米がゆ等）、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、保存水、飲料水用容器、ほ乳瓶、トイレットペーパー、生理用品、簡易トイレ（携帯トイレ）、毛布、紙おむつ（大人用）、紙おむつ（子ども用）、救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ブルーシート、ロープ、ウエットティッシュ、タオル、衛生対策セット（歯磨きシート、吸熱シート、ラップ、使い捨てスプーン、割りばし、アルコール消毒スプレー、ポリ袋）、ブルーシート張りセット（UV土嚢、防水テープ、ビニールハウスロープ）

なお、市の連携備蓄の整備状況は、「資料編 市が保有する備蓄物資の品目、種類等一覧表（資料2-15-1）」のとおりです。

3 県の備蓄

県は、大型の資機材（仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器等）の備蓄を重点的に行うものとします。

4 災害時の応援

- (1) 災害時において、市は、連携備蓄要領に基づき、県及び県内各市町村と相互に連携して物資を補完するものとします。
- (2) 県内の被災市町村を応援する県内市町村は、連携備蓄要領に基づき、原則として県が調整して決定するものとされています。
- (3) 市は、県から応援市町村として決定された場合には、速やかに県内の被災市町村へ物資を輸送するものとします。

5 連携備蓄の状態保持

市は、出水期前に備蓄物資の点検を実施し、必要な補充又は処分を行いながら良好な状態の保持に努めるものとします。

また、市は、消費期限、耐久期限のある品目を期限ごとに分類して保管する等により、期限が切れる前に確実に更新するように努めるとともに、更新にあたっては、防災研修等における保存食の試食体験など、市民等の防災意識の普及啓発に資するような廃棄物資の有効活用に努

【第2編 災害予防計画】

めるものとします。

第3節 物資の調達体制の整備【防災安全課・商工観光課・学校給食センター】

1 食糧

(1) 市は、食料品販売業者と食糧調達に関する協定を締結するよう努めるものとします。

(2) 市は、県外他市町村と緊急物資調達に関する相互応援協定を締結するよう努めるものとします。

2 生活関連物資

(1) 市は、生活関連物資販売業者と物資調達に関する協定を締結するよう努めるものとします。

(2) 市は、県外他市町村と緊急物資調達に関する相互応援協定を締結するよう努めるものとします。

3 留意事項

物資の調達体制の整備にあたっては、物資の輸送方法、集積場所の確保及びそれらに要する人員配置など、引受体制についても併せて整備します。

第4節 家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進に係る普及啓発

市は、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、市民に対し、インターネット、広報誌等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとします。

第5節 自主防災組織における備蓄の整備【防災安全課】

地域の自主防災組織は、倉吉市自主防災組織防災資機材等整備費補助金等を活用し、自主避難所の開設・運営に要する保存食等の計画的な備蓄に努めるものとします。

第16章 医療（助産）救護体制整備計画

第1節 目的

この計画は、災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療（助産）の途を失うことが十分予想されるため、県、市、その他関係医療機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療（助産）救護体制を整備することを目的とします。

第2節 医療（助産）救護体制の確立【防災安全課・健康推進課】

県、市、その他関係医療機関は、災害に備え、次のとおり医療（助産）救護活動体制を確立するものとします。

1 県

「鳥取県保健医療計画」及び「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、体制を整備するものとします。

- (1) 本庁は医療救護対策本部として、また福祉保健局は医療救護対策支部として位置付け、医療（助産）救護体制の整備を図るものとします。
- (2) 県立病院を後方支援医療機関として、また災害拠点病院として重症患者の受入れを速やかに実施するための整備を図るものとします。
- (3) 災害拠点病院の整備を図るものとします。
- (4) 県立病院等医療救護班の編成体制を整備すると共に災害時の医療救護班の体制について関係機関等と検討し、必要な協定を締結するなど、医療救護活動が速やかに実施できるよう整備するものとします。
- (5) 負傷者の搬送体制の整備を図るものとします。
- (6) 後方医療機関の指定及び関係機関への周知を図るものとします。
- (7) 鳥取県消防防災ヘリのドクターヘリの運用を可能とするため、必要な医療機材を整備するものとします。
- (8) 広域運搬の円滑化のため、災害時に受入可能な県外病院の具体的な検討並びに県内外病院への搬送の整備を行う組織体制の整備を行うものとします。
- (9) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備を図るものとします。
- (10) 患者搬送に必要な車両を事前に把握するものとします。
- (11) 心のケアに従事する職員を育成するため、県や市町村の職員を対象として研修会を実施することとします。
- (12) 「広域災害・救急医療情報システム」の災害時の効率的な搬送体制への活用及び操作等の研修・訓練を行うものとします。
- (13) 他県等の災害派遣医療チームや関西広域連合で共同利用するドクターヘリ及び中国地方5県広域連携によるドクターヘリの運用について、要請を行う手順や、受入体制をあらかじめ整備しておくものとします。
- (14) 災害時の迅速なトリアージの実施のため、研修の実施及び実施体制の整備を行うものとします。
- (15) 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備や研修、資機材整備等の支援を行うものとす

【第2編 災害予防計画】

る。

- (16) 各関係機関の医療救護活動を調整する、災害医療コーディネイトチームの体制整備を行うものとします。
- (17) 災害時に医薬品等の円滑な提供体制の整備を行うものとします。
- (18) 大規模事故やC B R N災害（※）等を想定した医療救護体制等について検討を行うものとします。

※化学（chemical）、生物（biological）、放射性物質（radiological）、核（nuclear）による特殊な災害のことをいいます。

2 市

- (1) 市内医療機関等による医療救護班の編成体制を整備するものとします。
- (2) 負傷者の搬送体制を整備するものとします。
- (3) 医療救護所を指定及び整備するとともに、市民への周知を図るものとします。
- (4) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備するものとします。
- (5) 自主防災組織の活用方法を検討するものとします。

3 日本赤十字社鳥取県支部（以下「日赤県支部」といいます。）

日赤県支部は、赤十字病院の医療（助産）救護班の編成体制及び後方医療機関としての整備充実を図るものとします。また、こころのケア指導者の養成など、こころのケア対策の充実を図るものとします。

4 公的病院

公的病院は、医療（助産）救護班の編成体制を整備するものとします。

5 災害拠点病院

(1) 地域災害拠点病院

中部の被災地の医療確保、被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、医療搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資機材の貸出し）を実施するものとします。

【中部の地域災害拠点病院】

対応地域	施設名	所在地	
中部	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150	屋上にヘリコプター離着陸場あり

(2) 基幹災害拠点病院

被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、医療搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資機材の貸し出し）を実施するとともに、地域災害拠点病院の後方支援病院として、災害時における県下の中心的役割を担うものとします。

【基幹災害拠点病院】

対応地域	施設名	所在地	
県内全域	鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730	敷地内にヘリコプター離着陸場あり

6 公益社団法人鳥取県医師会（以下「県医師会」といいます。）及び公益社団法人鳥取県中部医師会（以下「中部医師会」といいます。）

- (1) 県医師会及び中部医師会は、医療救護班の構成体制について整備するものとします。
- (2) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備するものとします。

【第2編 災害予防計画】

- 7 一般社団法人鳥取県歯科医師会（以下「県歯科医師会」といいます。）
県歯科医師会は、医療救護班の編成体制について整備するものとします。
- 8 一般社団法人鳥取県薬剤師会（以下「県薬剤師会」といいます。）
県薬剤師会は、医療救護班の編成体制について整備するものとします。
- 9 公益社団法人鳥取県看護協会（以下「県看護協会」といいます。）
県看護協会は、災害支援ナースの派遣体制を整備するものとします。
- 10 一般社団法人鳥取県助産師会（以下「県助産師会」といいます。）
県助産師会は、災害支援として助産師の派遣体制を整備するものとします。
- 11 その他
 - (1) 各医療機関は、災害時に使用する医療水の確保方法の検討に努めるものとします。
 - (2) 医療機関は、平時から非常用電源の確保及び浸水対策等を講じ、災害時には、これを有効に活用するものとします。

第3節 医薬品等の備蓄体制【健康推進課・保険年金課】

県、市その他関係医療機関は、災害により医薬品等が不足することが予想されるため、次のとおりあらかじめ医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制を確立するものとします。

1 県

- (1) 救護活動に必要な医薬品等を東部、中部及び西部の各医療圏に備蓄するものとします。
- (2) 県立病院は、医療救護班の派遣及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努めるものとします。
- (3) 医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握するものとします。
- (4) 国や他県等から医薬品を調達できるよう、体制の確保に努めることとします。
- (5) 県薬剤師会、県医師会、薬品卸売業者等とあらかじめ必要な調整を行い、災害時の効率的な医薬品の調達体制を整備するものとします。（例：県を介さない、通常の商取引に近い流れの薬品調達方法）
- (6) 有効期限到来前の医薬品の活用を考慮した医薬品の医療機関への備蓄等、効率的な備蓄体制を整備・運用するものとします。

2 市

医療救護所に必要な医薬品等の備蓄に努めるものとします。

3 日赤県支部

救護活動に必要な医薬品等を備蓄するものとします。

4 県薬剤師会

医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握するものとします。

第17章 防災通信体制整備計画

第1節 目的

この計画は、防災通信網を所管する機関が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信の確保の方法をあらかじめ定めることにより、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速かつ的確に実施できるようにしておくことを目的とします。

第2節 市の防災通信体制【防災安全課・総務課・企画課】

市は、効果的な防災通信体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施して応急対策に万全を期するものとします。

特に、次の点に注意して、通信設備の整備に努めるものとします。

(1) 情報伝達手段の迅速化及び多様化

ア 市民に防災情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）との自動連携等による防災行政無線、携帯電話等を活用したメール配信、スマートフォンを活用した防災アプリ、ケーブルテレビを活用した文字又は音声放送等の迅速かつ多様な通信手段の確保に努めるものとします。

イ 市（公助）と自主防災組織（共助）が一体となった防災体制の構築を図るため、市から自主防災組織の代表者等に防災情報を直接提供するための通信手段の整備に努めるものとします。

(2) 代替手段の確保

通信設備が被災した場合に備えるため、アマチュア無線の活用など代替手段の確保に努めるものとします。

(3) 通信設備の停電、浸水対策

通信設備の停電・落雷対策、浸水対策の充実に努めるものとします。（非常用電源の確保及び浸水対策等）

(4) 災害に強い通信手段の確保

ア 庁舎等が被災した場合における情報通信の途絶を防止するため、衛星携帯電話など県、防災関係機関との災害に強い通信手段の確保に努めるものとします。

イ 有線通信回線が途絶した場合における倉吉市役所（以下「市役所」といいます。）の各庁舎間の通信を確保するため、防災行政無線を活用した通信設備の整備に努めるものとします。

ウ 避難所となる施設や現地災害対策本部等を設置する防災拠点施設等と市対策本部を設置する市役所本庁舎等との通信を確保するため、専用通信網（防災行政無線・移動無線）の整備や災害時に携帯電話等を速やかに確保できる体制の構築に努めるものとします。

(5) 通信設備の有効活用

市は、携帯電話等の通信携帯端末について、通常の電話機能以外の付加機能の有効活用を検討するものとします。（メール機能、写真、動画添付メール機能等）

第3節 専用通信網の整備【防災安全課】

市は、無線を利用した専用通信網を確保するため、次の点に注意して通信網の整備に努めるも

【第2編 災害予防計画】

のとします。

1 耐災害性の確保

無線設備について、風水害、地震等に対する耐災害性の確保に努めるものとします。

2 伝送路の強化

通信機能を確保するため、伝送路の二重化等に努めるものとします。

3 装置、資機材の充実

予備電源、可搬型無線機等の装置、資機材の整備充実に努めるものとします。

4 定期点検の実施

定期的に無線設備の点検を実施するものとします。

5 防災訓練の実施

通信の重要性を考慮し、日頃から無線関係機関による防災訓練を実施し、機能の確保に努めるものとします。

第4節 非常通信体制【防災安全課】

1 市は、非常通信協議会に参加し、県内各市町村等の参加機関と共同して、災害時の各種通信回線の輻輳、途絶に備え、非常通信体制の整備に努めるものとします。

2 非常通信は、各種法令及び非常通信規約等に従って実施することとし、市及び非常通信協議会参加機関は、日頃から非常通信ルートの策定、訓練の実施、ルートの見直しを実施するものとします。

【参考】

非常通信協議会は、中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長）、地方非常通信協議会及び地区非常通信協議会等によって組織、運営され、全47都道府県において非常通信ルートを作成する等、非常時における通信体制の整備に取り組んでいる団体です。

第5節 通信訓練等の実施

市は、通信輻輳（通信要求過多により、通信が成立しにくくなる現象）及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を定期的実施します。

第18章 広域防災拠点整備計画

第1節 目的

この計画は、災害時に迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、広域防災拠点の整備に努め、災害応急活動体制の確立を図ることを目的とします。

第2節 広域防災拠点の整備【防災安全課】

市は、災害発生時に情報の収集及び伝達、物資の備蓄、応援部隊の集結、救援物資の集積及び配分、医療等の災害応急活動を実施する拠点施設として、次のとおり広域防災拠点の整備に努めるものとします。

1 市対策本部（室）の機能強化

市は、市対策本部となる市役所本庁舎大会議室に災害対策の中核機能を持たせるため、必要な設備の整備に努めるものとします。

2 物資の備蓄拠点の整備

市は、中学校区単位を基本として、避難生活に必要となる備蓄物資、資機材を分散備蓄することとし、既存施設を活用した備蓄倉庫の整備に努めるものとします。

なお、水防用資機材については、専用の倉庫に備蓄することとし、既存施設を活用した水防倉庫の整備に努めるものとします。

3 受援用の拠点の整備

市は、緊急消防援助隊、自衛隊等の応援部隊が市内で活動するための拠点及び他市町村等からの応援物資の集積及び配分するための拠点について、既存施設を活用した整備に努めるものとします。

第3節 広域防災拠点の災害予防対策【防災安全課】

市は、災害応急活動を実施する広域防災拠点が水害、地震等の災害時でも使用できるようにするため、あらかじめ次の予防対策に努めるものとします。

1 広域防災拠点の浸水対策及び耐震化対策

2 浸水、地震等により広域防災拠点が使用不可能となった場合の代替施設の確保対策

第19章 緊急輸送体制整備計画

第1節 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とします。

第2節 緊急輸送路等の指定【防災安全課・建設課】

市は、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため、緊急輸送路及びヘリコプター場外離着陸場を指定するものとします。

1 緊急輸送路

市は、市内における緊急輸送を確保するため、県が指定する防災幹線道路ネットワークを補完し、避難所等の防災拠点施設に通じる道路を緊急輸送路として指定するものとします。

なお、緊急輸送路に指定した道路については、国の補助制度等を活用して、整備充実を図るものとします。

2 ヘリコプター場外離着陸場

市は、空路を用いた円滑な輸送体制を整備するため、市内にヘリコプター場外離着陸場を指定するものとします。

第3節 緊急輸送道路等の整備【管理計画課・建設課】

1 交通施設の整備・耐震化

緊急輸送道路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター離着陸場を除く。）は、災害の発生による施設の破損を防ぐため、その管理する道路、港湾施設、交通安全施設などの整備、耐震化を図るものとします。

2 代替経路の確保

各道路管理者は、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成17年3月）における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努めることとします。

ア 複層的なネットワークの構築

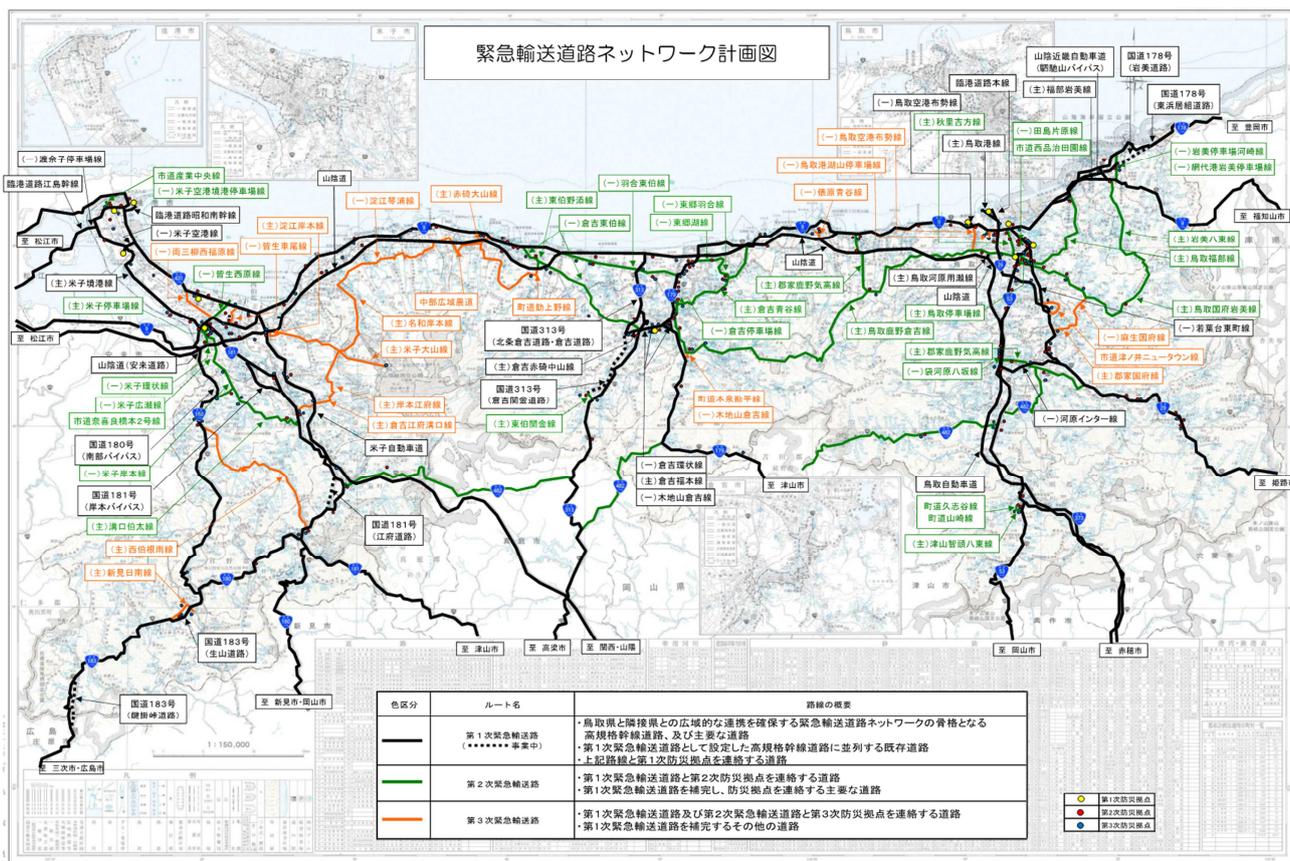
第1次ルートについては、災害発生時の道路寸断を考慮し、高速道路（鳥取自動車道、山陰道等）、バイパス等の整備を図ることにより、複層的な輸送経路ネットワークの構築を推進します。

イ 代替経路の想定

ウ 海上輸送・空路輸送の活用

【第2編 災害予防計画】

【鳥取県緊急輸送道路ネットワーク計画図】



第4節 輸送体制の推進【防災安全課・企画課・商工観光課・管理計画課・建設課】

県、市及び防災関係機関は、緊急輸送体制をより強化するため、前記のほか次の点に留意するものとします。

1 輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

- (1) 県及び緊急輸送道路等の管理者は、災害時、速やかに管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとします。
- (2) 県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、災害時、速やかに緊急輸送道路等に係る情報を共有し、その使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行うことができるよう、平素から情報収集及び共有の体制を整備するものとします。

2 輸送手段の確保

- (1) 県は、関係機関の輸送能力についてあらかじめ把握しておくよう努めるものとします。
- (2) 県は、自らが保有する車両のほか、県トラック協会との間に締結した「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき、災害時にいち早く輸送支援を要請する体制を確立するものとします。
- (3) 県、市及び各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）は、災害時に迅速に連携協力を実施できるよう、平素から連絡調整を行うものとします。
- (4) 関係機関相互においては、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画の作成等により確認し、平時から連携を図るものとします。

【第2編 災害予防計画】

3 輸送の支援体制

- (1) 物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用する体制整備に努めるとともに、輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、物流関係の業種団体等に対して物流専門家の派遣を要請できる体制の確保に努めるものとします。
- (2) 各種の輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう配慮するものとします。

第20章 広域応援体制整備計画

第1節 目的

この計画は、県、市、他市町村、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とします。

第2節 広域応援体制の概要【防災安全課】

市において想定する広域応援の体制は、次のとおりです。

- (1) 県内自治体の応援
 - ア 市の要請に基づく他市町村又は県による応援
 - イ 中部消防局の要請に基づく県消防防災ヘリコプターによる支援
- (2) 県外自治体の応援
 - ア 県を通じた市の要請に基づく他都道府県又は他都道府県の市町村からの応援
 - イ 災害時相互応援協定に基づく県外市町村からの応援
- (3) 中部消防局の要請に基づく消防相互応援又は緊急消防援助隊等の応援
- (4) 県内警察部隊の応援及び県公安委員会の要求に基づく広域緊急援助隊等の応援
- (5) 要請に基づく海上保安庁（海上保安部）による応援
- (6) 県の災害派遣要請に基づく派遣又は自主派遣による自衛隊部隊の応援

第3節 広域応援体制の整備に向けての留意事項【防災安全課】

1 応援協定の締結による体制づくり

県、市及び防災関係機関は、災害時の応援要請又は相互応援に関する協定の締結を推進するとともに、協定の具体化に向け、実施要領（マニュアル）等の整備及び周知を図り、応援の円滑な実施に努めるものとします。

2 訓練、会合等を通じた防災情報の共有化

災害時における円滑な連携を期するため、県、市及び防災関係機関は、日頃から防災訓練、防災に関する会合等を通じて、防災関係機関相互間の情報共有化、災害時の協力体制及び手順の確認に努めるものとします。

3 応援体制の準備

- (1) 市は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施するため、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等の事前準備に努めるものとします。
- (2) 防災関係機関は、応援要請があった場合において速やかな応援を実施するため、事前準備に努めるものとします。

4 受援体制の整備

- (1) 市及び防災関係機関は、要請に基づく応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう努めるものとします。
- (2) 市は、市外からの応援部隊の受入体制を整備するため、受援計画の作成に努めるものとします。

なお、緊急消防援助隊の受入については、中部消防局が受援計画の作成に努めるものとします。

第21章 防災訓練実施計画

第1節 目的

この計画は、県、市及び防災関係機関が日頃から単独又は合同で防災訓練を実施することにより、災害時における災害応急対策の的確かつ迅速な遂行を図り、また、防災訓練を通じて、市民に対する防災知識の普及及び市民の災害対応策の体得に資することを目的とします。

なお、訓練の具体的な目的は、次のとおりです。

- 1 県、市及び防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価、実行性の検証
- 2 防災関係機関相互の協力の円滑化
- 3 防災関係機関の日常の取組みを検証、評価
- 4 市民の防災に関する意識の高揚と知識の向上
- 5 避難行動要支援者に対する支援体制の整備

第2節 防災訓練を実施する場合の基本方針【防災安全課】

市は、次に掲げる基本方針に基づき、防災訓練を実施するものとします。

1 実践的、効果的な訓練の推進及び評価

(1) 準備段階

- ア シナリオ（状況設定、被害想定、応急対策事項）をより実践的に作成するものとします。
- イ 市及び防災関係機関並びに市民の役割を確認するものとします。
- ウ 問題点等の抽出発見に努め、防災体制の実行性を検証するものとします。
- エ 想定される事態の発生頻度や被害規模等に配慮して効率的に訓練を実施するものとします。

(2) 訓練方法

実動訓練、図上訓練など実際の判断及び行動を伴う方法で実施するものとします。

(3) 訓練終了後

- ア 問題点の取りまとめ（シナリオ作成途上で判明したもの、参加者からの意見聴取等）を実施するものとします。
- イ 訓練の客観的な分析及び評価（参加者からの意見聴取等による効果測定）を実施するものとします。
- ウ 課題等の明確化を図るものとします。
- エ 計画、マニュアル等の見直しを実施し、実行性のある防災体制の維持、整備に努めるものとします。

2 広域的な訓練の推進

- (1) 消防、警察、自衛隊等と緊密に連携し、広域的なネットワークを活用した訓練の実施に努めるものとします。
- (2) 相互に締結した協定等に基づく応援訓練の推進に努めるものとします。

3 広報の充実及び市民参加型訓練の充実

- (1) 市民が積極的に参加できるよう訓練内容を工夫し充実を図るものとします。
- (2) 報道機関との連携を図り、防災訓練の広報の充実を図るものとします。
- (3) 市民に対する防災に対する知識習得、意識啓発の機会となるよう工夫するものとします。

【第2編 災害予防計画】

第3節 訓練の種別【防災安全課】

市が実施する訓練は、実動訓練及び図上訓練とするものとします。また、中部消防局は救急医療訓練を行うものとします。

1 実動訓練

実動訓練は、総合防災訓練、水防訓練、消防訓練、避難誘導訓練、救出救助訓練、情報伝達訓練、非常通信訓練、非常招集訓練、避難所運営訓練その他防災に関する訓練とします。

2 図上訓練

図上訓練は、災害警戒本部又は災害対策本部運営訓練、簡易型災害図上訓練その他の訓練とします。

第4節 訓練計画【防災安全課】

市は、訓練の企画立案及び実施にあたって、地域の特性、季節的な要因等を考慮するとともに、防災関係機関、市民等の参加を得て、より実践的なものとなるよう努めるものとします。

1 総合防災訓練

(1) 訓練の意義

災害発生時の初動対応を直接に担う市が国、県、防災関係機関、市民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制がその機能を十分発揮するよう努めることが必要です。

(2) 地域の実情に応じた訓練

過去の災害履歴、ハザードマップにおける災害リスク等を踏まえ、特に、訓練の必要性が高い災害を想定し、地震災害及び豪雨災害のうちから地域の実情に即した訓練を実施するものとします。

(3) 市民が防災を考える機会の提供

防災訓練を通じて、市民が災害発生時の行動の在り方について自ら考える機会となるよう、訓練の計画段階から市民の意見、提案等を反映するよう努めるものとします。

(4) 住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進

住民等の連帯による自主的な防災訓練が実施されるよう、幅広い層の住民が参加できる訓練の普及、地域の防災拠点（学校等）における訓練実施の推進及び事業所、ボランティア等が実施する訓練への住民、他の防災関係機関が参加できる体制の整備に努めるものとします。

(5) 防災知識の普及及び災害に強いまちづくりの推進

地域の自然的、社会的条件に関する正しい知識の普及及び家屋の耐震構造の強化等について積極的な周知に努めるものとします。

(6) ボランティア団体等との連携

倉吉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）を通じて、ボランティア団体等へ訓練参加を求め、可能な連携に努めるものとします。

(7) 集中豪雨時等における情報伝達及び避難行動要支援者の避難訓練

集中豪雨発生時等の情報収集、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに市民に対する情報伝達を実施するとともに、避難行動要支援者への情報伝達、避難支援、救出訓練の実施に努めるものとします。

(8) 実施要領の策定

【第2編 災害予防計画】

実施にあたり、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定するものとします。

2 災害警戒本部及び災害対策本部運営訓練

市は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等の本部運営を適切に行うため、災害警戒本部及び災害対策本部運営訓練を実施するものとします。

3 水防訓練

市民の防災知識の高揚と出水時における水防体制の万全を期すため、県主催により、市、中部消防局、国土交通省、警察署その他防災関係機関、団体の参加による天神川を中心とした訓練を実施するものとします。

4 消防訓練

市、消防機関、自衛消防組織（防火対象物の権限者が組織するもの）及び自主防災組織は、災害時における消火、救助活動を円滑に実施するため、消防訓練を実施するものとします。

訓練は、消防機関、自衛消防組織、自主防災組織が実施するものに区分し、実施時期等については、それぞれの機関等において計画的に実施するものとします。

5 避難誘導訓練及び救助訓練

(1) 市、消防機関及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、避難誘導訓練及び救助訓練を水防、消防等の防災訓練及びその他の災害防衛活動と併せて、又は単独で実施するものとします。

また、図上訓練の実施にあたっては、避難所、避難路の確認、避難誘導方法等の訓練を実施するものとします。

(2) 学校、病院、社会福祉施設、工場、事業場、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設にあつては、収容者等の人命保護のため、特に、避難についての設備を整備し、消防計画に基づき訓練を実施するものとします。

なお、訓練実施にあたっては、警察、消防機関等の協力を求めるものとします。

6 情報伝達訓練

市及び防災関係機関は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達するため、災害時を想定した情報の伝達訓練を実施し、各設備及び機器等の習熟を図るものとします。

なお、訓練を実施する時期は、市及び防災関係機関が調整を図るものとします。

7 非常通信訓練

市及び防災関係機関は、災害の発生による通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送するため、非常通信協議会の主催による非常通信訓練を定期的に実施するものとします。

8 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、災害対策活動の従事者が災害時に短時間で参集するため、各機関の責任者において、それぞれ非常招集訓練を実施するものとします。

なお、訓練の実施方法は、概ね次の項目により実施するものとしますが、災害の想定及び実施の細目は、各実施責任者において、その都度定めるものとします。

(1) 平常時に整備しておくべき項目

ア 招集対象者の住所及び連絡方法等の把握

【第2編 災害予防計画】

- イ 招集の基準及び区分
- ウ 招集命令伝達要領
- エ 非常招集の記録簿
- オ 非常招集の業務分担
- カ 待機命令の基準
- キ その他非常招集のために必要とする事務処理

(2) 非常招集命令の伝達

伝達の方法は、その緊急性から最も早く到達する手段を選択するものとします。

電話、口頭による伝達のいずれにあっても、迅速、正確を期するよう注意して実施するものとします。

(3) 集合の方法

集合の方法は、第一義的に最も迅速な方法によるべきことは言うまでもありませんが、災害発生後に予想される交通渋滞、公共交通機関の停止及び道路網の寸断を考慮し、集合方法を選択するものとします。

(4) 点検

- ア 伝達方法、内容の確認点検
- イ 受令時間の確認点検
- ウ 受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検
- エ 集合人員の確認点検
- オ その他非常招集体制を整備するために必要な点検

(5) 訓練後の措置

訓練後は、訓練効果を検討し、非常招集の的確な実施のため改善是正するよう努めるものとします。

9 救急医療訓練

中部消防局及び防災関係機関は、災害時における救急医療を迅速、的確に実施するため、救助訓練等と併せて、又は単独で救急訓練を実施するものとします。

なお、訓練の実施にあたっては、集団的に死傷者が発生する場合を想定し、防災、医療等の関係機関及び団体並びに現場付近の住民の協力を得て、多数の死傷者の搬送、収容等を考慮した訓練を実施するよう努めるものとします。

10 簡易型災害図上訓練

市は、地域（自主防災組織、自治公民館等）、職域（学校、病院、事業所等）、市消防団に対して、防災意識の高揚及び地域防災力の向上のために、災害発生時を想定して対応、対策等を考える簡易型の災害図上訓練の推進に努めるものとします。

11 避難所運営訓練

市は、災害時における施設管理者等による避難所の円滑な開設、地域の自主防災組織等と連携した避難所運営組織の立上げ、避難者の理解を得た円滑な避難所運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施します。

12 訓練後の評価

市及び防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を実施し、課題等を明らかにして、今後の防災体制の改善に反映するよう努めるものとします。

第22章 避難体制整備計画

第1節 目的

この計画は、市が適切な時期に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」といいます。）を発令するために必要な事項をあらかじめ定め、住民を適切に避難させる体制を整備することを目的とします。

第2節 市等の避難計画の整備

【防災安全課・福祉課・長寿社会課・健康推進課・学校教育課・施設所管課】

市、防災上重要な施設の管理者及び自治公民館（自主防災組織）は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難計画を策定するよう努めるものとします。

1 市

- (1) 過去の災害の発生状況
- (2) 災害の発生危険箇所
- (3) 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- (4) 避難指示等に係る権限の代行順位
- (5) 避難所等の名称、所在地、収容人員
- (6) 避難路及び誘導方法
- (7) 避難行動要支援者に配慮した避難支援に関する事項

2 防災上重要な施設の管理者

学校、病院、事業所など多数の者が出入又は勤務・居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速・確実かつ安全に行うため、あらかじめ具体的な避難計画を定め、市、消防機関、警察と緊密な連絡を取り、関係者への周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとします。

3 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民が一体となって迅速かつ適切な避難行動を実施するため、公民館単位で次の事項を定めた避難計画の策定に努めるものとします。

- (1) 放送設備（有線又は無線）等を活用した避難指示等の伝達方法
- (2) 各班の集合場所
- (3) 安否確認の方法
- (4) 自主避難所（住民が自主的に避難する場所として、当該施設の管理者から承諾を得た施設）の選定
- (5) 浸水が想定される区域内の自主防災組織においては、自主緊急避難場所（避難指示が発令された段階において、避難行動に移っていない住民が緊急的、一時的に避難する場所として、当該施設の管理者から承諾を得た施設）の選定
- (6) 避難行動要支援者の避難を支援するために必要な体制（避難支援者の決定等）

第3節 避難指示等の発出体制の整備【防災安全課】

1 避難指示等についての事前周知

【第2編 災害予防計画】

(1) 市は、住民に対して避難指示等の意味や発出時に取るべき行動について、ホームページや各種の広報媒体により十分な周知を図るものとします。

ア 立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

【三類型の避難指示等一覧】

情報の種類 【警戒レベル】	発令時の状況	居住者等に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者が避難を開始しなければならない段階です。 人的被害の発生する可能性が高まった状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者（住民、自治公民館（自主防災組織）、市消防団、民生児童委員、地区社会福祉協議会等の地域支援者をいいます。）は、予め決めておいた避難所等へ避難します。 ハザードマップ等により屋内で身の安全が確保できるか等を確認した上で自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。 その他の居住者等は、家族等との連絡、非常持ち出し品等の避難の準備を開始し、早めの避難を心掛けます。
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所にいる全ての居住者等が避難を開始しなければならない段階です。 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所にいる全ての居住者等は、予め決めておいた避難所等へ避難します。 ハザードマップ等により屋内で身の安全が確保できるか等を確認した上で自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。
緊急安全確保 【警戒レベル5】 ※市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況。 いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、避難所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報 	<ul style="list-style-type: none"> いまだ危険な場所にいる居住者は、現在の場所よりも相対的に安全だと自ら判断する場所へ移動する。 具体的には自宅の上階や崖から離れた部屋、近隣の高く堅牢な建物 ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市長から発令されるとは限らない。

イ 屋内退避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発令時の状況	居住者等に求める行動
屋内での待避等の安全確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき 	<p>自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）</p>

(2) 市は、高齢者等避難について、避難指示等の発出において制度的に位置付けるとともに、住民への周知を図るものとします。

【第2編 災害予防計画】

(3) 市は、避難指示等発出時に住民が適切な避難行動を取ることができるよう、次に掲げる事項について日頃から周知するものとします。

ア 避難場所、避難路の事前確認

イ 避難指示等発出時の自主避難

2 避難指示等の発出基準の策定

(1) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

ア 市は、避難指示等を適時・適切に行うために、鳥取地方气象台・河川管理者・県・砂防関係機関等の関係機関と連携して、避難指示等の判断・伝達マニュアルを早急に整備するものとします。

【避難指示等の判断・伝達マニュアルに記載すべき事項】

項目	水害	土砂災害
(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	住民が避難行動を取る必要のある河川と区間特定（過去の浸水実績、浸水想定、河川の特徴に関する情報）	土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定（過去の土砂災害記録、土砂災害警戒区域図又は土砂災害危険箇所図、危険箇所の特徴に関する情報）
(2) 避難すべき区域	水位観測点ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（人的被害の危険性に関する情報）	避難が必要な危険区域をあらかじめ特定（図面等をあらかじめ準備し検討、原則土砂災害警戒区域内及び土砂災害危険箇所にある住宅等を対象）
(3) 避難指示等の発令の基準・考え方	ア 住民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握 イ 避難すべき区域毎に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準・考え方を策定（災害時に入手できる実況情報等）	土砂災害警戒情報に基づく避難指示等の発令について記載
(4) 避難指示等の伝達方法	ア 伝達文の内容の設定 イ 伝達手段・伝達先の設定（情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制）	
(5) その他留意すべき災害特性	外水氾濫（河川の氾濫等）、内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定に当たっては、災害の特性と居住者等に求められる避難行動（事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとします。

ウ 避難指示等の発令基準の策定に当たっては、土砂災害警戒情報、降雨量や河川の水位などの具体的かつ客観的な数値基準を用い、原則、発令対象地域を小学校区単位として、危険度が高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準となるように努めるものとします。

3 避難指示等の発令・伝達体制の整備

市は、市民等の主体的かつ迅速・的確な避難を支援するため、次の事項を検討し、発令・伝達体制の整備・充実に努めるものとします。

(1) 市長不在時の発令代行準備

(2) 発令判断に必要な情報の確実な入手体制の整備

【第2編 災害予防計画】

- (3) 災害種別に応じた避難場所・経路の事前選定
- (4) 市長自身による呼びかけや命令口調での伝達、サイレンの吹鳴、警戒レベルを用いた伝達文の整備等、緊急性や危機感を市民等へ直感的かつ正確に伝達する方法の整備

第4節 ハザードマップの配布等【防災安全課】

市は、以下の事項を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布、インターネットの利用その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとします。

区分	項目	根拠法令等
浸水想定区域（法定）	浸水想定区域図、浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路、避難誘導體制等	水防法施行規則第4条①
土砂災害警戒区域（法定）	土砂災害警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制等	土砂災害防止法第7条
土砂災害特別警戒区域（法定）	土砂災害特別警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制等	土砂災害防止法第7条
土砂災害危険箇所	土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制等	
地震・津波の危険性	想定震度、液状化の危険性、津波浸水想定区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難場所等 ※倉吉市域には津波浸水想定区域はありません。	

第5節 広域一時滞在

県、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結、被災者の運送が円滑に実施されるための運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとします。

1 市の役割

- (1) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努めることとします。
- (2) 市は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努めることとします。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとします。

2 県の役割

- (1) 県は、市から、県有施設（指定管理施設を含む。）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努めることとします。
- (2) 県は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発

【第2編 災害予防計画】

災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとします。

第23章 避難行動要支援者支援体制整備計画

第1節 目的

この計画は、避難行動要支援者に対し、災害時に迅速、的確な避難支援を実施するために必要な体制を整備することを目的とします。

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等（要配慮者）のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいいます。

第2節 避難行動要支援者の状況把握【防災安全課・福祉課・長寿社会課・健康推進課】

- (1) 市は、市防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとします。
- (2) 市は、市防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとします。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとします。
- (3) 市は、避難支援等に携わる関係者として市防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとします。
- (4) 市は、それぞれの個人情報保護条例の実態に応じて、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとします。

第3節 避難支援プランの策定【福祉課・長寿社会課】

県が策定した市町村における避難行動要支援者の避難支援プランの策定を支援するための「災害時要援護者避難対策指針」を踏まえ、市は、具体的な避難支援プランを整備するものとします。

1 避難支援プラン・全体計画に規定される主な項目

項目	内容
避難行動要支援者の範囲	対象者の基準
情報の収集・共有・提供に係る方針・取扱い	情報収集項目、情報収集方法、情報共有方法、避難行動要支援者情報の管理
個人情報の取扱方針	情報共有の範囲、守秘義務の確保
避難行動要支援者への主な情報伝達体制・手段	避難行動要支援者への情報伝達、支援者への情報伝達、関係機関間の情報伝達
避難行動要支援者の避難に係る基準（地区単位）	避難を判断する情報、具体的な数値基準、発令の範囲
避難支援者の設定方法	避難支援者の決定・周知、具体的な避難支援の実施計画
その他必要な事項	避難行動要支援者支援に係る訓練、避難支援プランの周知、啓発や訓練の実施計画

2 避難支援プラン・個別計画に規定する主な項目

項目	内容
避難行動要支援者の基本情報	氏名、住所等

【第2編 災害予防計画】

避難に必要な情報（避難に配慮しなくてはならない事項）	障がいの程度等、避難に必要な手段、連絡先、家族・縁戚等支援可能な者の情報 等
避難の基準	
避難支援者又は避難支援者情報	避難支援者の氏名、住所、連絡先（電話、メール）
情報伝達手段	電話番号、FAX、メールアドレス、その他緊急手段等
必要な避難手段	
その他避難に必要な情報	本人の確認（了承）

3 避難支援プラン策定に当たっての留意事項

- (1) 防災部局と福祉関係部局で相互に連携して避難支援プランの策定に取り組みます。
- (2) 消防団、自主防災組織等、また、平時から避難行動要支援者と接している福祉関係者（社会福祉協議会、民生委員、地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、居宅介護支援事業所、障がい者団体等）との連携を図り、既存のネットワークを活用します。
- (3) 避難行動要支援者一人ひとりの状態を踏まえ、的確に情報が伝達できる複数の具体の手法を定めます（障がいの種類や程度等による伝達機器の選定（防災行政無線戸別受信機の音声放送器又は文字放送器、電子メール、ファクシミリ等）、支援者による声かけ等）。
- (4) 個人情報や保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者情報を防災関係部局、福祉関係部局等と共有すると共に、避難支援者も平時から共有しておくことが重要です。
- (5) 災害時において、事前に収集した個人情報の目的外利用や第三者への提供が本人の利益になる場合には、情報を受ける側の守秘義務を確保することで、本人の同意なしにこれを行うことが可能であるので、積極的に取り組むものとします。
- (6) 避難指示、緊急安全確保のほか、高齢者等避難を発出する判断基準をあらかじめ定め、当該情報の発出時に避難行動要支援者及び支援者が避難行動を開始できるよう平時から周知を図るものとします。
- (7) 特に外国人に対しては、文化・習慣の違いから、多様な言語による情報伝達や避難誘導、避難所での支援体制が必要となることから、市は県と連携して国際交流員や通訳ボランティア等の広域的な派遣体制の整備に取り組みます。

第4節 支援に当たっての留意事項【福祉課・長寿社会課】

支援にあたっては、平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応するものとします。

第5節 避難行動要支援者名簿の作成と利用【福祉課・長寿社会課】

市は、高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」を災害から保護するため、避難について特に支援が必要な者の名簿を早急に作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報を共有します。

1 避難支援者等関係者（情報提供先）

避難行動要支援者情報の提供先は、本人同意のもとで次のとおりとします。

- (1) 自治公民館長
- (2) 自主防災組織
- (3) 地区コミュニティセンター指定管理者
- (4) 民生委員

【第2編 災害予防計画】

(5) 市社会福祉協議会

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者は、次のとおりとします。

項目	対象者
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者 ・寝たきり高齢者 ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護度3以上の居宅で生活している者
障がい者 (身体、知的、精神)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者福祉保健手帳1級保有者 ・身体障害者手帳1・2級保有者 ・療育手帳A保有者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする避難行動要支援者とならない高齢者、障がい者、難病対策要綱（昭和47年厚生省）に基づく難病（特定患者）患者等も必要に応じて対象とします。

3 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿の更新は、対象者ごとに次のとおりとします。

項目	対象者	更新年
高齢者	・一人暮らし高齢者	毎年
	・寝たきり高齢者	毎年
	・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護度3以上の居宅で生活している者	毎年
障がい者 (身体、知的、精神)	・身体障害者手帳1・2級保有者	2年に1回
	・療育手帳A保有者	2年に1回
	・精神障害者福祉保健手帳1級保有者	2年に1回
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする避難行動要支援者とならない高齢者、障がい者、難病対策要綱（昭和47年厚生省）に基づく難病（特定患者）患者等も必要に応じて対象とします。 	随時

4 名簿情報の漏えい防止

市は、名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため、情報提供先への守秘義務を課せるとともに、漏えい防止措置を行います。

5 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことが出来るための通知又は警告

市は、災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、また、災害に関する警報をしたといきは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達します。

この場合において、必要があると認めるときは、市は、市民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができるものとします。

6 避難支援等関係者等の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動支援者名簿の意義、あり方等を説明するとともに、地域で避難支援関係者等の安全確保の措置を決めておくこととします。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することとします。

【第2編 災害予防計画】

第6節 要配慮者利用施設における体制整備

【福祉課・長寿社会課・子ども家庭課・健康推進課・学校教育課】

- 1 市は、平時から、社会福祉施設等の主として要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）の協力を得て、災害時における当該施設の要配慮者の受入・支援体制を整備するものとします。
 - （1）災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定の締結（要配慮者緊急受入協力施設の確保）
 - （2）福祉避難所としての指定（当該施設の所有者又は管理者が同意した場合に限る。）
 - （3）災害時の連絡方法及び緊急受入れに必要な人材・物資の支援体制の確立
 - （4）施設利用方法等の確認
 - （5）施設利用対象者数の把握（把握後、避難方法の検討）
- 2 市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者による当該施設の非常災害対策計画並びに水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成、当該計画に基づく防災設備・資機材の整備、施設職員の防災体制や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の実施を支援し、当該施設の避難体制の整備を図るものとします。

【第2編 災害予防計画】

第24章 児童・生徒等の集団避難体制の整備

第1節 目的

この計画は、市（市教育委員会）が、各小・中学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるようあらかじめ連絡体制を準備することを目的とします。

第2節 各学校の避難計画【防災安全課・学校教育課】

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとします。

- 1 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法
- 2 避難場所の選定
- 3 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
- 4 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

第3節 校舎における確認事項【教育総務課】

学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとします。

第4節 児童、生徒への連絡網の整備【学校教育課】

- 1 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとします。
- 2 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとします。

第5節 避難訓練等の実施【学校教育課】

学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員への理解を深めておくものとします。

第6節 その他の学校における避難体制の整備【教育総務課・子ども家庭課】

- 1 県立学校、私立学校等においても、市立学校に準じて集団避難体制の整備を行うこととします。
- 2 市は、保育所における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行います。

第25章 自主防災組織整備計画

第1節 目的

地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成される自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するための防災活動を行う組織です。特に、災害発生直後の要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うなど被害の拡大防止にあたっては、自主防災組織の活動が極めて重要です。

この計画は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を推進するとともに、自主防災組織の育成強化を図ることにより、地域住民の防災意識の高揚及び災害による被害の拡大防止を図ることを目的とします。

第2節 自主防災組織の整備【防災安全課】

1 地域住民等による自主防災組織の整備

- (1) 自治公民館組織を基盤とした自主防災組織の結成に努めるものとします。
- (2) 自主防災組織の円滑な活動のため、日頃から組織の活性化に努めるものとします。
- (3) 訓練、研修その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとします。
- (4) 消防団、社会福祉協議会、事業所、学校、ボランティア団体等様々な地域の団体と連携すると共に、自主防災組織間の助け合いの仕組みを構築することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとします。

2 自主防災組織に対する支援

- (1) 市及び中部消防局は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、必要な指導を実施するものとします。
- (2) 市は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識及び情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、地域において自主防災組織等に対する指導的な役割を担う者（防災士の認証登録を受けた地区防災リーダー）の育成・確保及び各種資機材の整備充実、自主避難所の開設・運営に要する備蓄物資等の整備、防災マップ等を活用した自主的な防災訓練及び防災研修等の実施促進を図るために必要な支援を実施するものとします。
- (3) 中部消防局は、自主防災組織が災害時に有効な活動が実施できるよう組織からの求めに応じて必要な協力を実施するものとします。

第3節 自主防災組織の編成【防災安全課】

1 自主防災組織の組織編成は、一般的には次のようなものが考えられますが、具体的な組織編成の規模、方法等は、地域の実情に応じて定めるものとします。

- (1) 情報班
- (2) 救出救助班
- (3) 消火班
- (4) 避難誘導班

【第2編 災害予防計画】

(5) 医療救護班

(6) 給食給水班

2 組織の編成にあたっては、次の点に留意することが必要です。

(1) 班員の配置については、特定の地域の住民に偏らないように配慮するとともに、地域内の専門家、経験者を各班に設置する（例：消防経験者は救出救助班又は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師及び看護師は医療救護班等）など組織の活動に実行性を持たせるものとします。特に、設立後に継続して活動することを視点に、消防防災経験者（消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（町内会役員、民生委員、PTA役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましいです。

(2) 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとします。

(3) 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性消防隊等の組織がある場合は、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとします。

(4) 過疎・高齢化が進む現状をふまえ、地域内の住民の役割分担を明確にする等、災害時の実効性が確保できる防災活動への取組みが重要です。

第4節 自主防災組織の活動内容【防災安全課】

1 平常時の活動

(1) 防災に関する知識、技術の習得及び向上、住民への防災意識の啓発

(2) 地域における危険箇所の把握及び広報（浸水予想区域、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所、空き家、危険物施設、延焼拡大危険地域等）

(3) 地域における避難路、避難体制、消防防災施設の把握及び広報

(4) 避難行動要支援者の把握と支援体制

(5) 地域における情報収集及び伝達体制、要救助者の救出体制の確認

(6) 避難所及び医療施設の確認

(7) 簡易型災害図上訓練及び防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、避難行動要支援者の避難誘導、初期消火訓練を含みます。）の実施

(8) 防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連絡体制の確立

(9) 防災資機材の整備・点検及び使用方法の確認

(10) 地区防災計画の作成

2 災害発生時（緊急時）の活動

(1) 情報の収集及び伝達

(2) 地域住民の安否確認、避難誘導及び避難行動要支援者の避難支援

(3) 要救助者の救出、応急手当

(4) 出火防止及び初期消火

(5) 医療救護（応急手当）

(6) 給食及び給水

(7) 避難所の運営及び救援物資の配給

【第2編 災害予防計画】

第26章 防災意識の普及啓発、防災意識高揚及び災害教訓の伝承計画

第1節 目的

この計画は、市及び防災関係機関がその職員及び市民に対し、防災意識の高揚及び災害予防又は災害応急措置等の防災知識及び技術の普及を図り、災害教訓を伝承していくことで、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とします。

第2節 実施方針【防災安全課・学校教育課】

1 実施機関

市及び防災関係機関は、その職員及び市民に対し、災害の予防及び災害時の応急対策に万全を期するため、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承を図るものとします。

2 実施方法

(1) 防災研修会、防災講演会等の開催

市及び防災関係機関は、倉吉市防災センター等を活用し、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努めます。

(2) 防災教育の推進

「第1編 総則 第6章防災教育」を参照。

(3) 広報媒体の活用

市は、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、パンフレット及びリーフレット等を活用して、市民等に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るものとします。

(4) 体験型施設の活用

市は、災害体験型施設を活用して市民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方等を効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとします。

ア 県内の体験型施設

県保有起震車（愛称 グラットくん）

※震度1から震度7まで9つの震度階の揺れを再現可能。関東大震災等の過去の大震災の再現に加え、近い将来発生すると言われている東海地震等を想定した揺れを再現可能。

イ 近県の体験型施設

人と防災未来センター（兵庫県）

山崎防災センター（兵庫県）

徳島県立防災センター（徳島県）など

(5) 消防団及び自主防災組織との連携

市は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかけ、消防団と自主防災組織とが連携した体制の構築を促進するものとします。

(6) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

市は、要配慮者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに

【第2編 災害予防計画】

適した方法により行うものとします。

(7) 男女共同参画の視点を入れた普及啓発

災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとします。

(8) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大震災に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブ（※一般的に書庫や保存記録）として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震への対応や課題等をまとめた記録誌を作成し、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとします。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとします。

3 実施時期

普及内容により、イベントは過去に大きな風水害等が発生した日や各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで行うものとします。また、内容に応じて、年間を通して計画的に実施するものとします。

	各種防災週間等	期日
1	防災の日	毎年9月1日
2	防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
3	水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
4	山地災害防止キャンペーン	毎年5月20日から6月30日まで
5	土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで
6	防災とボランティアの日	毎年1月17日
7	防災とボランティア週間	毎年1月15日から21日まで
8	鳥取県西部地震発生の日 (平成12年10月6日発災)	毎年10月6日
9	鳥取地震発生の日 (昭和18年9月10日発災)	毎年9月10日
10	雪崩防災週間	毎年12月1日から7日まで
11	津波防災の日	毎年11月5日
12	鳥取県中部地震発生の日 (平成28年10月21日発災)	毎年10月21日

【第2編 災害予防計画】

第27章 災害ボランティア受入・派遣計画

第1節 目的

この計画は、災害時の災害ボランティア（生活支援及び医療救護）の受入及び派遣体制の整備を図ることを目的とします。

第2節 生活支援ボランティア【福祉課・倉吉市社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大であり、ニーズが場所、時間により変化します。

倉吉市社会福祉協議会は、情報の収集体制の整備及び活動を効果的に進める上で必要なボランティアコーディネーターの配置などボランティアの受入及び派遣体制の整備に努めるものとします。

第3節 医療救護ボランティア【健康推進課】

被災者の人命救助、負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いことから、ボランティア活動の範囲は限定されます。

この分野においては、日本赤十字社鳥取県支部の役割が大きいため、市内の体制については、日本赤十字社鳥取県支部の活動を根幹とし、補完的な観点から市のボランティア体制の整備を図るものとします。

1 活動内容

救命措置、応急手当、巡回診療、健康相談等の実施

2 ボランティアの構成員

市内外の医師、看護師、保健師、助産師など医療関係者

3 業務内容

(1) 市

市は、倉吉保健所及び鳥取県中部医師会と連携し、災害時における他地区からの派遣可能人員の把握に努めるものとします。

(2) 倉吉保健所

倉吉保健所は、県及び日本赤十字社鳥取県支部と調整し、県内外からの派遣者の受入体制の整備に努めるものとします。

(2) 鳥取県中部医師会

ア 鳥取県中部医師会は、災害時の管内の派遣可能人員を登録し、リストを作成するものとします。

イ 鳥取県中部医師会は、県医師会と調整を行い、県内の派遣体制の確立に努めるものとします。

第28章 危険物等災害予防計画

第1節 目的

この計画は、危険物、高圧ガス、爆発物等による人命、建造物等の災害を予防するため、施設の整備及び対策を図ることを目的とします。

第2節 危険物に係る災害予防【防災安全課・(中部消防局)】

1 危険物規制法令遵守の指導

中部消防局は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次のとおり指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めるものとし、

- (1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の適合、維持の遵守
- (2) 危険物保安監督者の選任の励行
- (3) 危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行
- (4) 危険物取扱者等による施設点検の励行
- (5) 消火、警報設備の維持及び点検
- (6) 危険物運搬の安全確保
 - ア 危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗を指導するものとし、
 - イ 危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとし、
 - ウ 消火設備の設置について指導するものとし、

(7) 保安教育の実施

- ア 危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱に従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとし、
- イ 一定規模以上の製造所等にあつては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとし、

2 危険物の災害予防対策

中部消防局は、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとし、

また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めるものとし、危険物施設における災害に対する措置の主な指導事項は、次のとおりです。

(1) 施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にするなど防災措置を講じることとし、

危険物の貯蔵取扱設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とすることとし、

(2) 地震防災教育及び地震防災訓練の実施

地震時の対応について、地震防災教育及び地震防災訓練を実施するよう指導するものとし、

(3) 自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防組織を編成し、化学消防車を備え、自衛消防体制を確立するとともに、集団的に危険物施設のある区域にあつては、単一の組合組織に

【第2編 災害予防計画】

統一し、消防体制の万全を期することとします。

(4) 化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集团的に危険物施設のある区域にあつては、前記の組合組織の一元的管理下に置き、老朽消火原液の更新が適切に行われるよう指導するものとします。

(5) 防災資機材の整備

防災資機材の備蓄を図り、集团的に危険物施設のある区域にあつては、前記の組合組織の一元的管理下に置き、適切に維持管理されるよう指導するものとします。

第3節 高圧ガスに係る災害予防【防災安全課・(中部消防局)】

中部消防局は、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法令に基づき次の措置を講じるものとします。

1 立入検査等の実施

- (1) 高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期するものとします。
- (2) 高圧ガス施設の定期的保安検査を実施するものとします。
- (3) 高圧ガス施設及び容器製造業者、消費者について必要に応じ立入検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導するものとします。
- (4) 危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導するものとします。

2 定期的自主検査等の実施

- (1) 高圧ガス製造業者に対し、法令に基づく定期的自主検査の実施を指導するものとします。
- (2) 関係保安法令の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ、関係者に周知徹底させるものとします。
- (3) 製造業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図るものとします。

第4節 火薬類に係る災害予防【防災安全課・(中部消防局)】

中部消防局は、火薬類による災害を防止するため、関係保安法令に基づき次の措置を講じるものとします。

1 立入検査等の実施

- (1) 毎年定期に火薬庫の保安検査及び立入検査を実施するものとします。
- (2) 火薬類の消費場所への立入検査を実施するものとします。

2 自主検査の実施

火薬庫の所有者に対し、自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導徹底し、技術基準を確保させるものとします。

3 取扱者の教育

火薬類の販売業者及び消費者等の自主保安教育の実施の徹底を図るものとします。

第5節 毒物・劇物に係る災害予防【県】

- 1 毒物・劇物による事故等を防止するため、県が、毒物・劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施することとします。
- 2 県が、毒物・劇物営業者の法の基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導することとします。

【第2編 災害予防計画】

- 3 県が、毒物・劇物取扱責任者や保安責任者に対し、災害予防講習（災害時の危害防止対策、防災体制等）を実施し、災害防止の徹底を図ることとします。
- 4 毒物・劇物営業者は、災害の発生に伴う毒劇物取扱施設等からの漏えい、飛散、流出等を防止するため、災害発生時の初動体制及び組織について整備するものとします。

第29章 災害調査研究計画

第1節 目的

この計画は、風水害、地震等の災害について、必要な調査及び研究を実施することにより、災害対策に必要な基礎資料を整備し、災害対策の整備に資することを目的とします。

第2節 調査及び研究方針

【防災安全課・管理計画課・建設課・建築住宅課・地域整備課・環境課・上下水道局】

災害による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向、中高層建築物、危険物施設の増加、電気、ガス、燃料、水道等の高密度化、生活習慣の変化が災害による被害を甚大かつ複雑広域化させています。

今後、市、県及び防災関係機関は、協力して次の事項についての各種調査及び研究を実施し、災害対策の基礎資料を整備するよう努めるものとします。

- 1 災害の発生原因、被害状況
- 2 地盤の構造、活断層、地震活動の状況
- 3 消防水利、堤防など防災施設及び設備の整備状況
- 4 危険物など被害の拡大を招くおそれのある物質を保管する施設の状況
- 5 電気、ガス、燃料、水道等のライフライン施設の状況
- 6 その他災害対策の整備に必要な事項
 - (1) 災害時の交通障害等に関する事項
 - (2) 建造物の不燃化、耐震化に関する事項

第30章 帰宅困難者対策計画

第1節 目的

この計画は、地震等により、交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とします。

第2節 帰宅困難者対策の推進【防災安全課・企画課】

1 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で、周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義します。

2 帰宅困難者に対する基本的な対策

(1) 帰宅困難者を発生させないための対策

県及び市は、住民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとします。

(ア) 正確な情報収集をするためのラジオの携帯

(イ) 地図、懐中電灯等の準備

(ウ) 簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備

(エ) 家族との連絡手段・集合場所についての話し合い

(オ) 安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認

(カ) 歩いて帰る訓練の実施

(キ) 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

3 帰宅困難者を支援する対策

(1) 情報収集・提供の体制整備

市は、帰宅困難者が多く発生する倉吉駅やバスターミナル等との情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとします。

(2) 帰宅支援の協力体制の整備

県がコンビニエンスストア及び外食事業者と帰宅困難者支援協定を締結され、協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）において、帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行う体制を整備されており、市は、県と連携をとりながら帰宅困難者の帰宅支援にあたります。

[県協定締結事業者（令和元年8月29日現在）]

業種	事業者名（50音順）
コンビニエンスストア	(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、(株)ローソン
外食事業者	(株)壺番屋、(株)ダスキン、(株)モスフードサービス、(株)吉野家
計	7事業者

(3) 妊産婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

市は、妊産婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとします。